

(案)

第3次阿賀野市障がい者計画

第5期阿賀野市障がい福祉計画

第1期阿賀野市障がい児福祉計画

(平成30(2018)年度から平成32(2020)年度)



平成30年3月

阿賀野市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 阿賀野市における経過.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 策定にあたって.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 障がい者の現状	6
1 総人口の推移.....	6
2 障がい者の状況.....	7
(1) 身体障がい者の状況.....	8
(2) 知的障がい者の状況.....	10
(3) 精神障がい者及び自立支援医療受給者の状況.....	11
(4) 難病医療費等助成受給者数の状況.....	12
(5) 特別支援学級等の在籍児童・生徒数.....	12
3 アンケート調査の概要.....	13
(1) 調査目的.....	13
(2) 調査内容.....	13
(3) 回収結果.....	13
(4) 調査結果の見方.....	14
(5) アンケート集計結果.....	14
4 障害者団体及び障害福祉サービス事業所の意見交換.....	30
(1) 目的.....	30
(2) 実施内容.....	30
(3) 意見・要望.....	30
第3章 計画の基本的な方向性	34
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の基本的視点.....	34
3 計画の施策の方向性.....	35
4 計画の体系.....	37

5 サービスの体系	38
6 第2次計画の現状と課題	39
(1) 相談支援体制の整備	39
(2) 地域生活の支援	42
(3) 就労支援と雇用促進	45
(4) 社会参加の促進	47
(5) 情報提供の促進	48
(6) 安心・安全の環境づくり	49

第4章 施策の展開

1 情報提供の促進	51
(1) 啓発・広報	51
(2) 市民参加	54
2 相談支援体制の整備	55
(1) 生活支援	55
(2) 保健・医療	57
(3) 教育・育成	59
3 地域生活の支援	61
(1) 障害福祉サービスの充実	61
(2) 外出・移動支援の推進	63
4 就労支援と雇用促進	64
(1) 雇用・就労	64
5 社会参加の促進	66
(1) 障がい者スポーツ・余暇活動の促進	66
6 安心・安全の環境づくり	67
(1) 生活環境	67

第5章 第5期障がい福祉計画

1 第4期計画の数値目標の達成状況	70
(1) 施設入所者の地域生活への移行について	70
(2) 地域生活支援拠点の整備について	71
(3) 福祉施設から一般就労への移行等について	71
2 第5期計画の成果目標	73
(1) 施設入所者の地域生活への移行について	73
(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	74
(3) 地域生活支援拠点の整備について	75

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について	75
3 障害福祉サービス等の見込量	79
(1) 訪問系サービス	79
(2) 日中活動系サービス	84
(3) 居住系サービス	90
(4) 相談支援	92
(5) 障害福祉サービス等見込量確保のための方策	94
4 地域生活支援事業サービスの見込量	96
(1) 地域生活支援事業サービスの見込量	96
(2) 各事業の見込量確保のための方策	101
第6章 第1期障がい児福祉計画	102
.....	
1 障害児支援の提供体制の整備等	102
(1) 障害児支援の提供体制	102
(2) 医療ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	103
2 障害児通所支援等の見込量	104
(1) 障害児通所支援等の見込量	104
(2) 障害児通所支援等の見込量確保のための方策	109
第7章 計画実現のために	110
.....	
1 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携	110
2 計画の評価体制	110
資料編	112
.....	
1 阿賀野市自立支援協議会委員名簿	
2 阿賀野市自立支援協議会開催経過	
3 指定障害福祉サービス事業者	
4 地域生活支援事業者	
5 相談支援事業者	
6 障害児通所支援事業者	

●障害の「害」の表記について●

阿賀野市においては、平成26年3月の第2次阿賀野市障がい者計画策定を機に、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや、当事者の方への配慮から、平成26年4月阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針を策定し、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

平成23年8月に障害者基本法が改正され、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障害があってもなくても分け隔てられることなく、一人ひとりを大切に社会（共生社会）をつくることをめざすことが掲げられました。平成25年4月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行され、対象者に難病の方が追加されました。

平成26年4月、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）が改正され、家族の一人を「保護者」とする保護者制度が廃止されました。これまで大きな負担となっていた保護者に課せられていた精神障がい者に治療を受けさせる義務等の規制が、この改正によって削除されることとなりました。

その後、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。同年6月には、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図る障害者総合支援法が改正されました。同年8月には、発達障害者支援法の一部が改正され、支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

(2) 阿賀野市における経過

阿賀野市では市民を主体とした創造的な都市づくりを推進し、すべての市民が障がいのあるなしや性別、年齢、地域などに関わらず自立し、社会に参加し、ともに生き、自己実現のできる「人・まち・自然が輝く 幸福祉都市 阿賀野市」をめざし、平成19年3月に「阿賀野市障害者計画及び阿賀野市障害福祉計画」を策定しました。その後も、新たなニーズに対応した施策を計画的に実行していくために見直しを行い、平成24年3月に「第3期阿賀野市障害福祉計画」を策定しました。平成26年3月には「第2次阿賀野市障がい者計画」、平成27年3月には「第4期阿賀野市障がい福祉計画」を策定しました。

近年行われた障害者制度改革とこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、障がい者がその障がいの特性及び環境に応じて、地域で自立し安心して社会参加できるよう障がいのある人への支援対策を総合的に推進するため、「第3次阿賀野市障がい者計画・第

5 期阿賀野市障がい福祉計画・第 1 期阿賀野市障がい児福祉計画」として一体化して策定することとしました。

2 計画の位置づけ

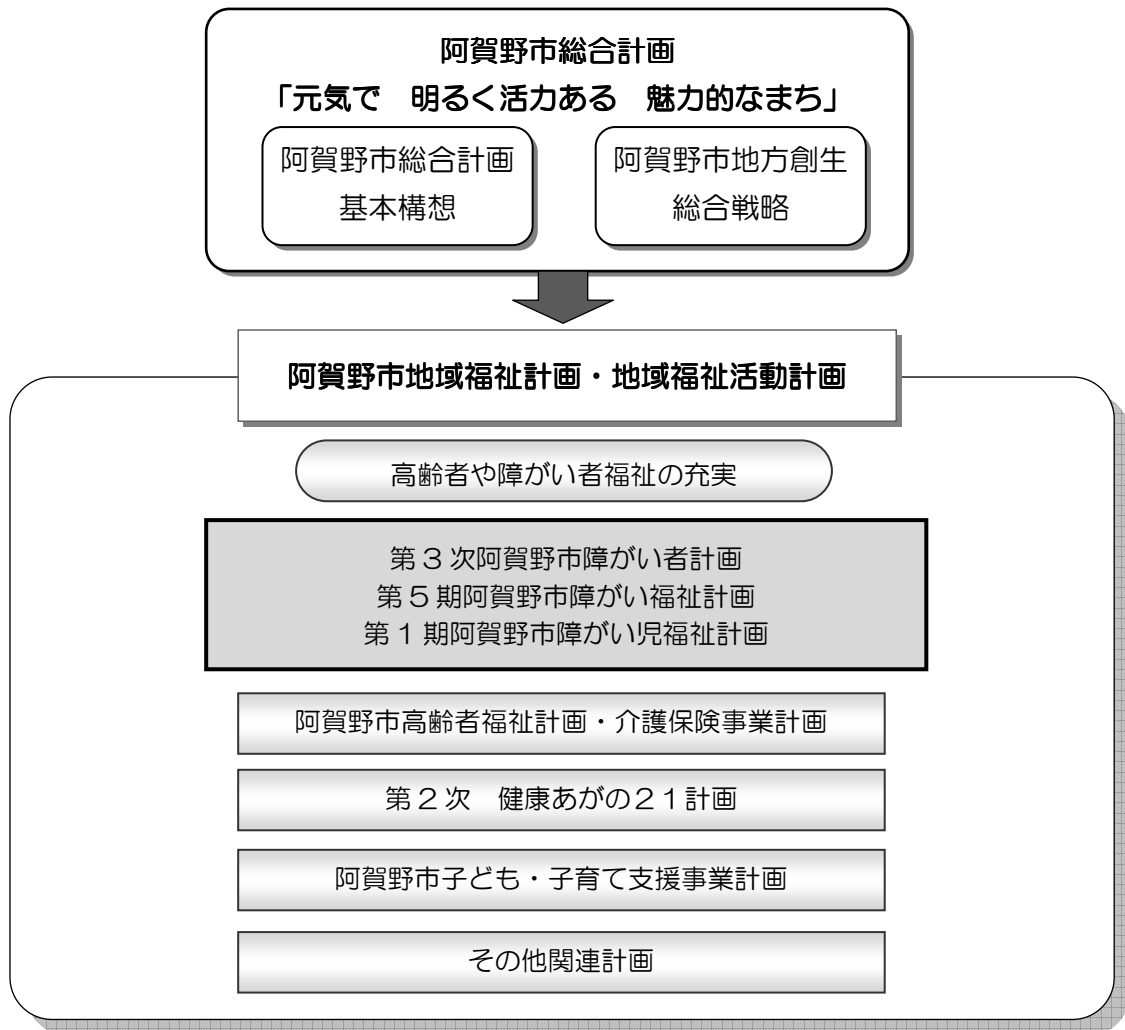
本計画は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的・体系的に定める「障害者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」として位置付けられます。

また、改正された「児童福祉法第 33 条の 20」により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。障害児福祉計画は「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、阿賀野市でも「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

また、本計画は「阿賀野市総合計画」で掲げる政策推進、行政改革（行政経営）、健全財政の 3 側面を包含した計画の 7 つの政策のうち、「高齢者や障がい者福祉の充実」のひとつとしてすべての市民が住み慣れた地域で元気に過ごせるため、保健福祉分野における阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、並びに関連計画との調和を図り策定したものです。

区分	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
所管省庁	内閣府	厚生労働省	
計画の趣旨	市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

■ 主な関連計画との位置づけ



3 策定にあたって

阿賀野市障がい福祉計画の策定にあたり、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、第2次阿賀野市障がい者計画の基本理念でもある「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する」ためにも、第4期阿賀野市障がい福祉計画の進捗状況を踏まえ、実現可能なものを計画的に進めることとします。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 ヶ年とし、次期計画については、国の動向等に合わせ、平成 32 年度において必要な見直しを行っていくものとします。

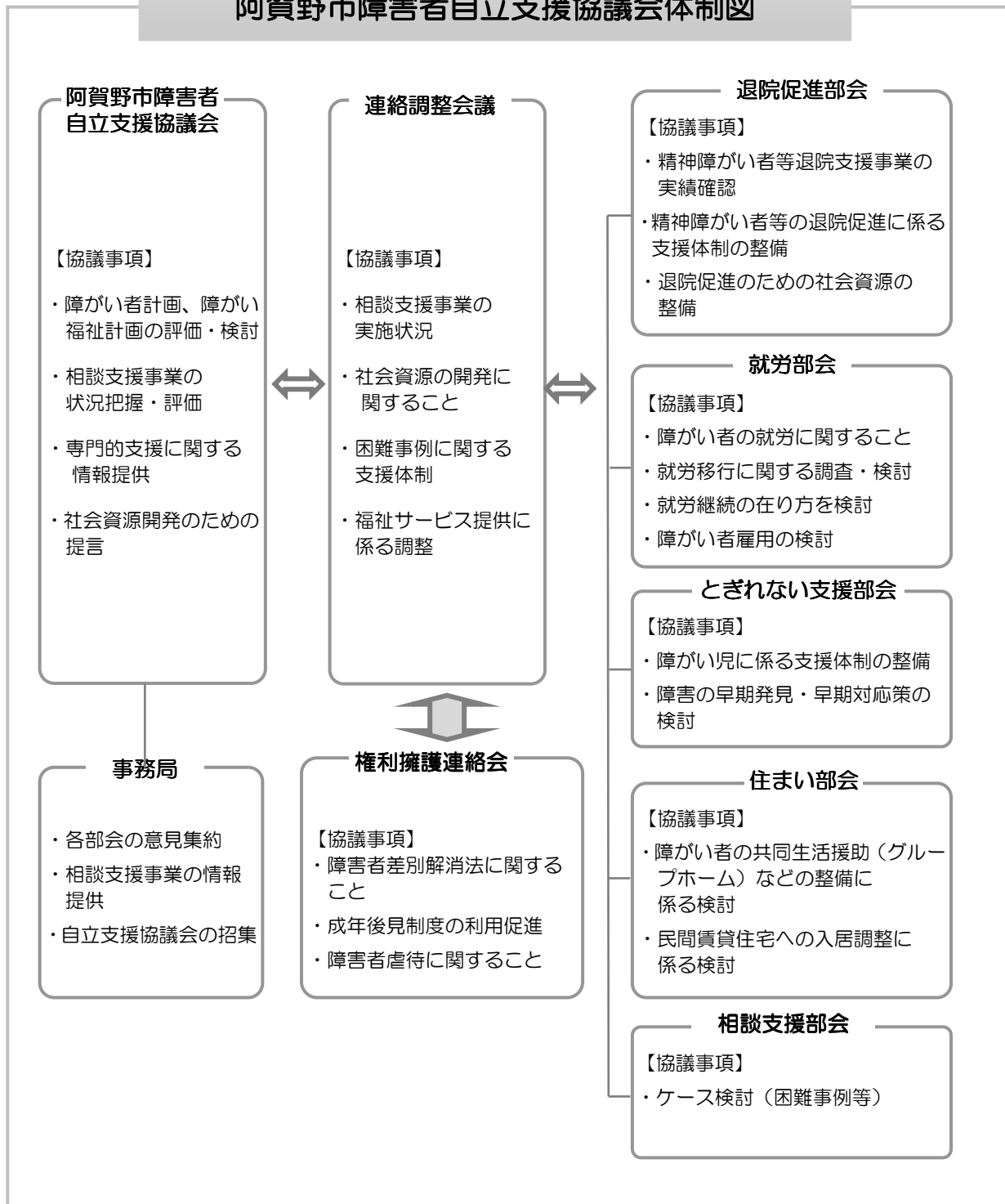
■ 計画期間



5 計画の策定体制

本計画の策定において、平成 29 年 9 月に障がい者等を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。また、障害者団体及び市内のサービス事業所の意見交換、学識経験者及び関係機関等により構成される「阿賀野市障害者自立支援協議会」において計画案等の検討を行いました。さらに、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、広く市民の意見や要望等を収集しました。

阿賀野市障害者自立支援協議会体制図



第2章 障がい者の現状

1 総人口の推移

総人口は、平成25年度から減少傾向となり、平成29年は43,234人となっています。また、年少人口、生産年数人口も減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向となっています。平成29年には13,454人で高齢化率は31.1%となっています。

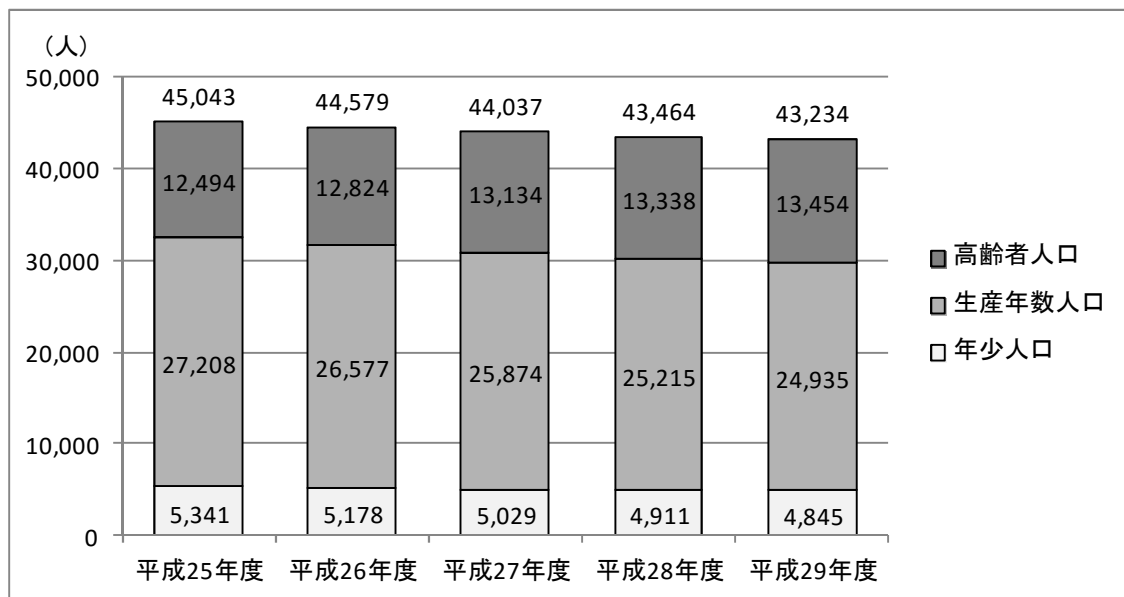
阿賀野市の総人口の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	45,043	44,579	44,037	43,464	43,234
年少人口	5,341	5,178	5,029	4,911	4,845
生産年数人口	27,208	26,577	25,874	25,215	24,935
高齢者人口	12,494	12,824	13,134	13,338	13,454

(平成29年度は10月1日現在)

阿賀野市の総人口の推移グラフ



2 障がい者の状況

阿賀野市の障がい者数は、平成25年から概ね2,300人程度で推移しており、平成29年の総人口に占める割合は5.5%となっています。

阿賀野市の障がい者の推移と構成比

(単位：人・%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい者	1,852	1,854	1,855	1,832	1,777
知的障がい者	246	250	260	268	275
精神障がい者	216	239	270	296	319
計	2,314	2,343	2,385	2,396	2,371
総人口	45,469	44,579	44,037	43,464	43,234
総人口比率(%)	5.1	5.3	5.4	5.5	5.5

(平成29年度は10月1日現在)

身体障がい者と知的障がい者を年齢別にみると、18歳以上は年々減少傾向にありますが、全体の占める割合は97.0%となっています。

年齢別身体障がい者と知的障がい者の推移

(単位：人・%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	68	72	71	75	61
18歳以上	2,030	2,032	2,044	2,025	1,991
計	2,098	2,104	2,115	2,100	2,052
18歳未満比率	3.2	3.4	3.4	3.6	3.0
18歳以上比率	96.8	96.6	96.6	96.4	97.0

(平成29年度は10月1日現在)

(1) 身体障がい者の状況

① 等級別の状況

身体障がい者の等級別の状況は、3級及び4級が最も多く807人で全体の45.4%を占めています。次いで1級及び2級が795人で44.7%となっています。

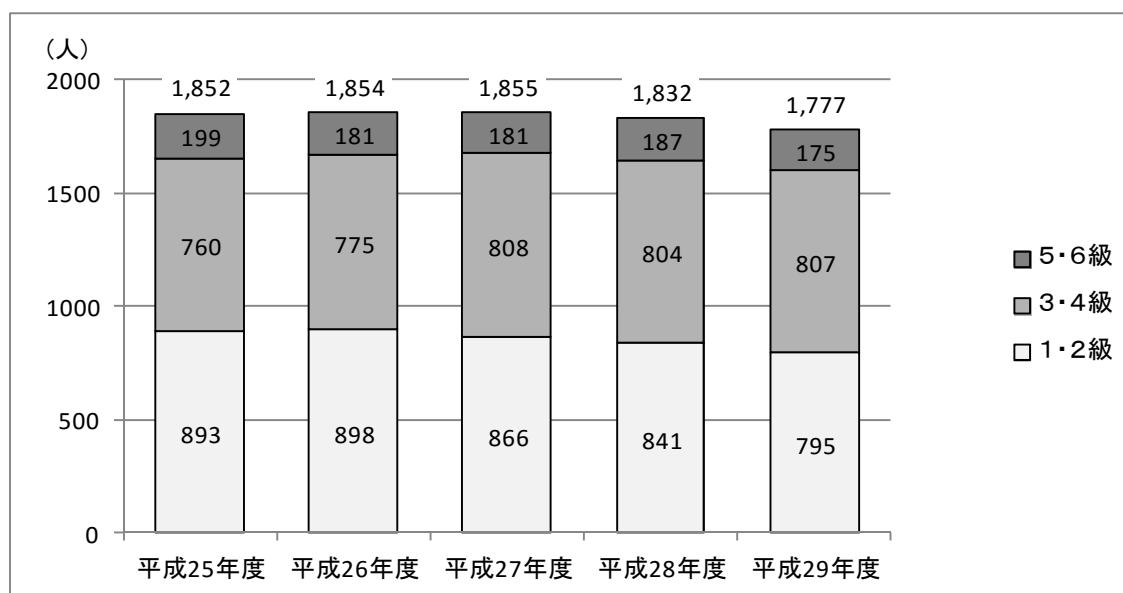
等級別身体障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1・2級	893	898	866	841	795
3・4級	760	775	808	804	807
5・6級	199	181	181	187	175
計	1,852	1,854	1,855	1,832	1,777

(平成29年度は10月1日現在)

等級別身体障がい者の推移グラフ



② 身体障がい者年齢区分別の状況

身体障がい者の年齢区分別の状況は、全体の98.8%を18歳以上の方が占めています。

年齢区分別身体障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	30	31	28	27	21
18歳以上	1,822	1,823	1,827	1,805	1,756
計	1,852	1,854	1,855	1,832	1,777

(平成29年度は10月1日現在)

③ 身体障がい者の障害種別の状況

身体障がい者の障害種別の状況は、肢体不自由が最も多く、999人で全体の56.2%となっています。

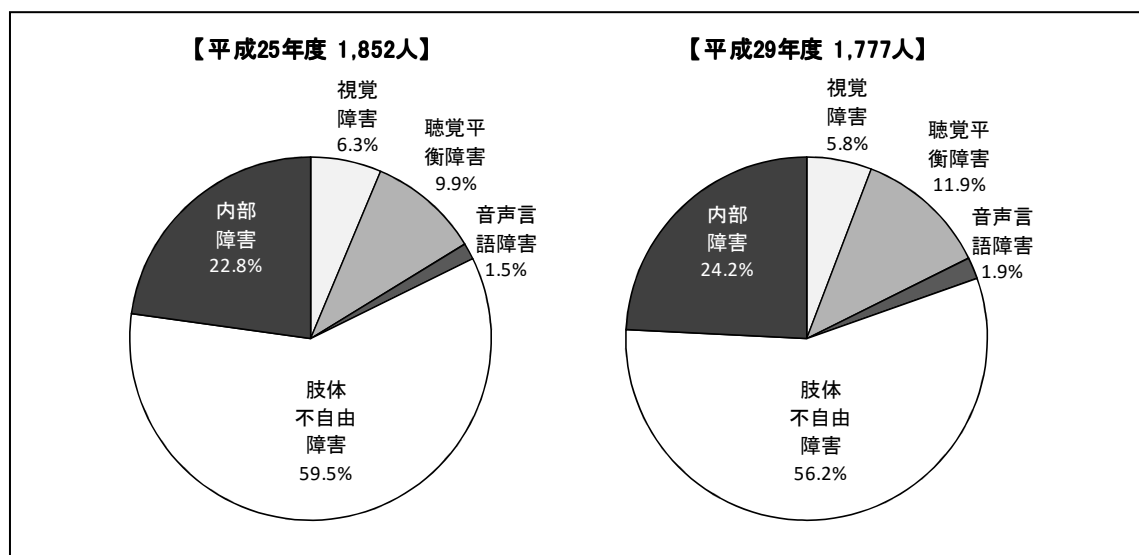
障がい種別身体障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	117	113	106	108	103
聴覚平衡障害	184	194	203	205	211
音声言語障害	27	29	29	35	34
肢体不自由障害	1,102	1,098	1,098	1,059	999
内部障害	422	420	419	425	430
計	1,852	1,854	1,855	1,832	1,777

(平成29年度は10月1日現在)

障がい種別身体障がい者の比較グラフ



(2) 知的障がい者の状況

① 知的障がい者の等級別の状況

知的障がい者数は、平成25年から年々増加傾向にあり、障害の程度で見ると全体の約71.6%をB判定が占めています。また、知的障がい者数の総人口に占める割合は0.6%となっています。

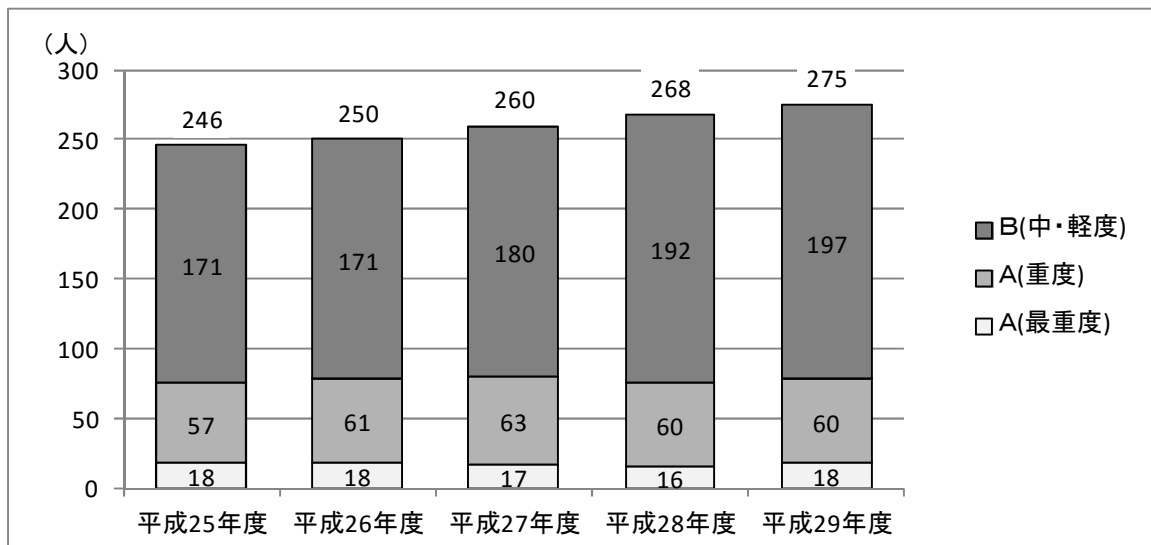
等級別知的障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A(最重度)	18	18	17	16	18
A(重度)	57	61	63	60	60
B(中・軽度)	171	171	180	192	197
計	246	250	260	268	275

(平成29年度は10月1日現在)

等級別知的障がい者の推移グラフ



② 知的障がい者の年齢区分別の状況

知的障がい者の年齢区分別の状況は、全体の85.5%を18歳以上の方が占めています。

年齢区分別知的障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
18歳未満	38	41	43	48	40
18歳以上	208	209	217	220	235
計	246	250	260	268	275

(平成29年度は10月1日現在)

(3) 精神障がい者及び自立支援医療受給者の状況

① 精神障がい者の等級別の状況

精神障がい者数は、平成25年から年々増加傾向にあり、平成29年は319人となっています。また、総人口に占める割合は、0.7%となっています。

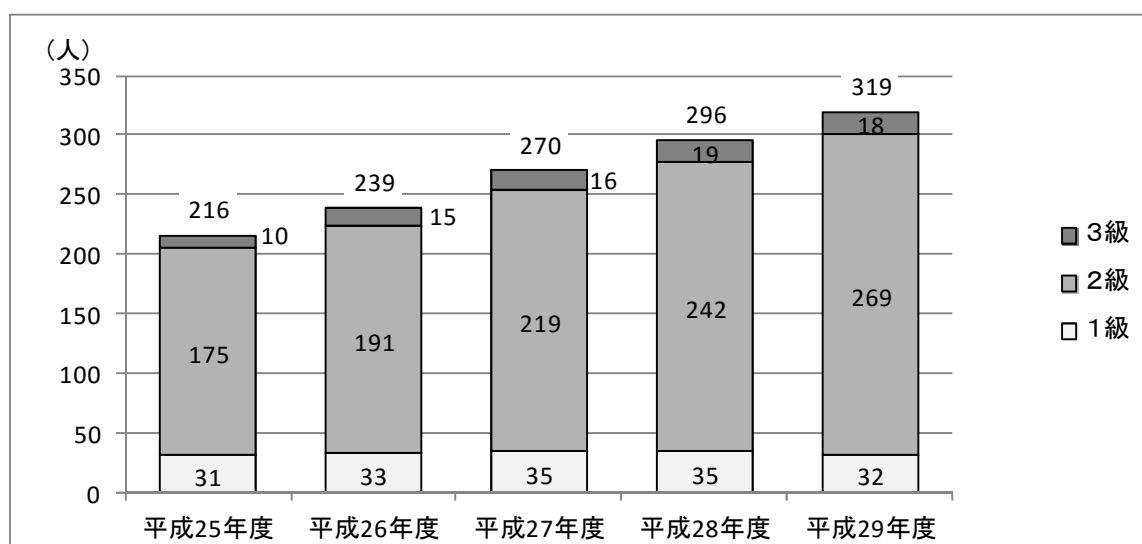
等級別精神障がい者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	31	33	35	35	32
2級	175	191	219	242	269
3級	10	15	16	19	18
計	216	239	270	296	319

(平成29年度は10月1日現在)

等級別精神障がい者の推移グラフ



② 自立支援医療（精神通院）受給者の状況

精神科等に通院される方が増え、自立支援医療（精神通院）受給者は、年々増加傾向となってきています。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	498	528	540	553	628

(平成29年度は10月1日現在)

(4) 難病医療費等助成受給者数の状況

平成25年4月より難病の方が障害者総合支援法の対象者に含まれることになり、現在358疾病が対象となっています。

特定疾患の医療費助成制度の受給者数は、年々増加傾向にありましたが、平成28年度をピークに、その後は少し減少しています。

難病医療費等助成受給者数の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数	299	330	370	373	363

(平成29年度は10月1日現在)

(5) 特別支援学級等の在籍児童・生徒数

平成29年4月1日現在、本市在住の特別支援学級、特別支援学校の就学状況です。

特別支援学級等の在籍児童・生徒数

(単位：人)

	小学校(小学部)	中学校(中学部)	高等部等
特別支援学級	81	45	—
特別支援学校	9	12	20

(平成29年4月1日)

3 アンケート調査の概要

(1) 調査目的

「第3次阿賀野市障がい者計画・第5期阿賀野市障がい福祉計画・第1期阿賀野市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障害福祉サービスの利用状況等を把握し、計画の基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査内容

- 調査月：平成29年9月
- 調査基準日：平成29年7月1日
- 調査対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（難病の方を含む）及び自立支援医療受給者の方
- 回収方法：郵送による配布・回収

(3) 回収結果

【配布対象者数】

年齢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者手帳	自立支援医療	合計
0～5歳	1	5			6
6～12歳	9	12	1		22
13～17歳	7	24	6	6	43
18～29歳	28	83	42	41	194
30～39歳	29	55	66	54	204
40～49歳	56	56	73	60	245
50～59歳	138	35	44	43	260
60～64歳	145	16	31	17	209
65～69歳	230	11	22	26	289
70～79歳	412	14	20	21	467
80～89歳	510	2	7	2	521
90歳以上	167				167
合計	1,732	313	312	270	2,627

【有効回答数】

調査対象者数	2,627件
回収数	1,343件
回収率	51.1%
有効回答数	1,340件

(4) 調査結果の見方

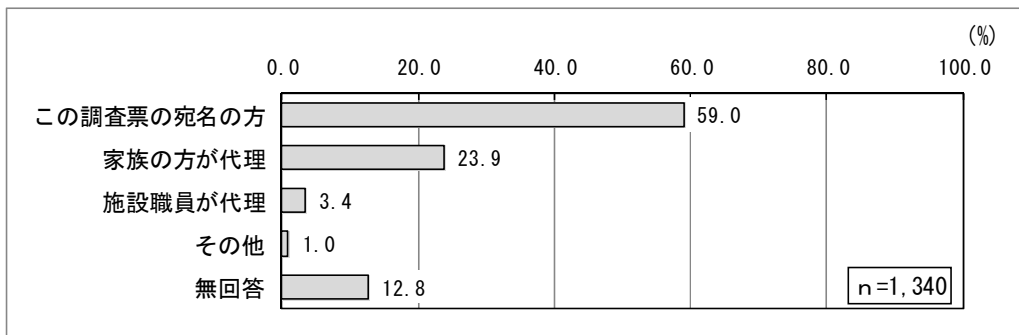
- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率(%)は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答(「〇はいくつでも」等)の設問については、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(5) アンケート集計結果

① 回答者について

この調査票にお答えいただくのはどなたですか。(〇は1つ)

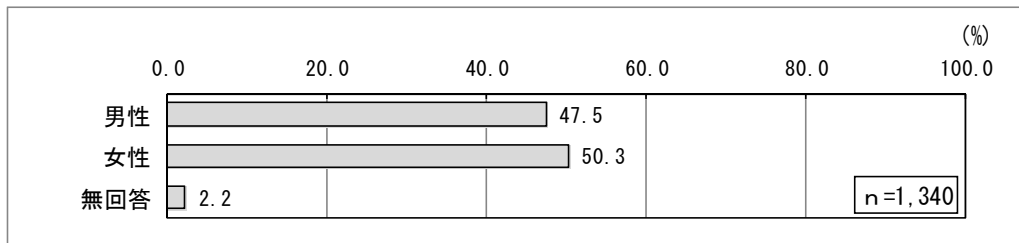
「この調査票の宛名の方」が最も高く59.0%、次いで「家族の方が代理」が23.9%となっています。



② 性別について

あなた(宛名の方)の性別はどちらですか。(〇は1つ)

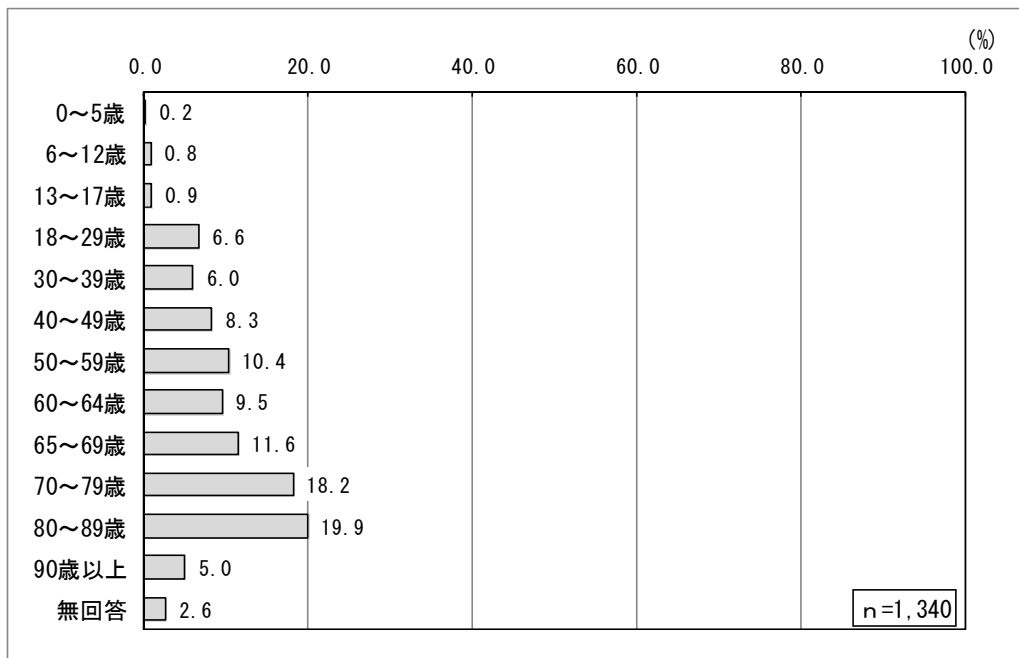
「男性」が47.5%、次いで「女性」が50.3%となっています。



③ 年齢について

あなたは、何歳ですか。（平成29年7月1日現在）

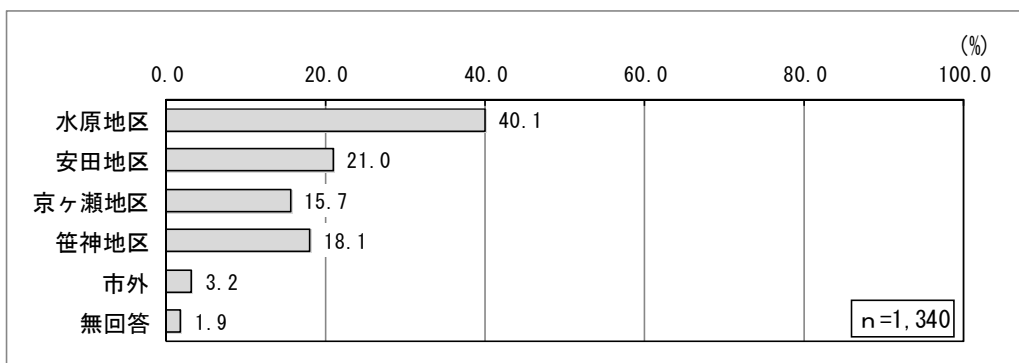
「80～89歳」が最も高く19.9%、次いで「70～79歳」が18.2%となっています。



④ 地区について

あなたはどこに住んでいますか。（○は1つ）

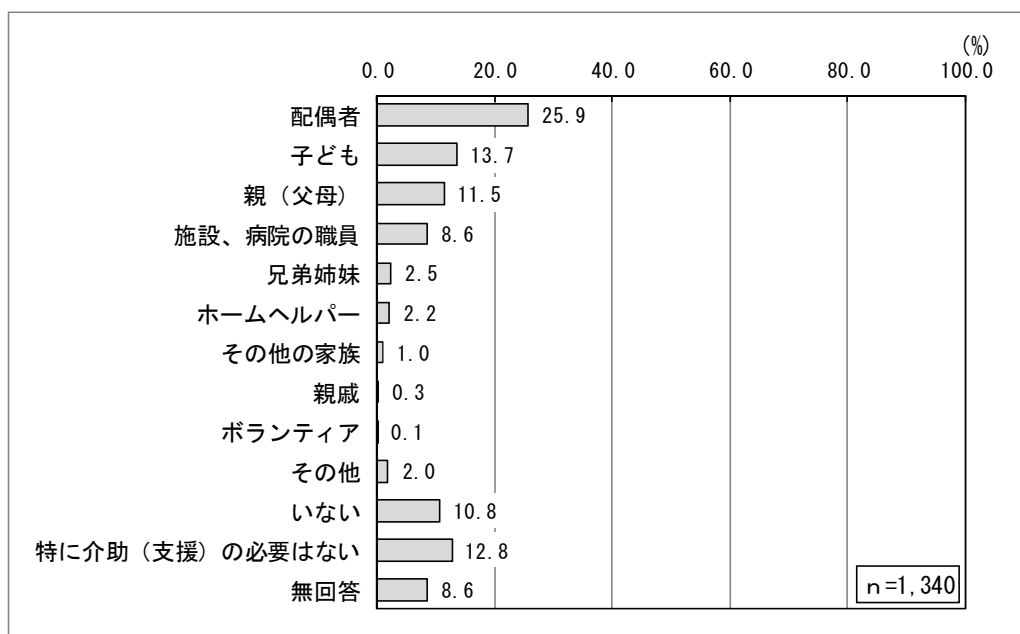
「水原地区」が最も高く40.1%、次いで「安田地区」が21.0%となっています。



⑤ 主な介護者について

あなたの主な介助者はどなたですか。（○は1つ）

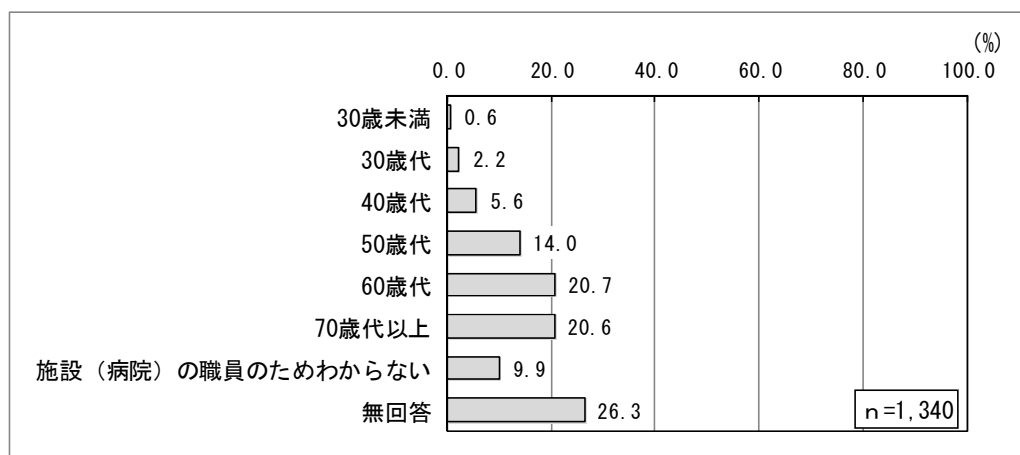
「配偶者」が最も高く 25.9%、次いで「子ども」が 13.7%となっています。



⑥ 主な介護者の年齢について

主な介助者の年齢はおいくつですか。（○は1つ）

「60歳代」が最も高く 20.7%、次いで「70歳代以上」が 20.6%となっています。



⑦ 手帳の種類について

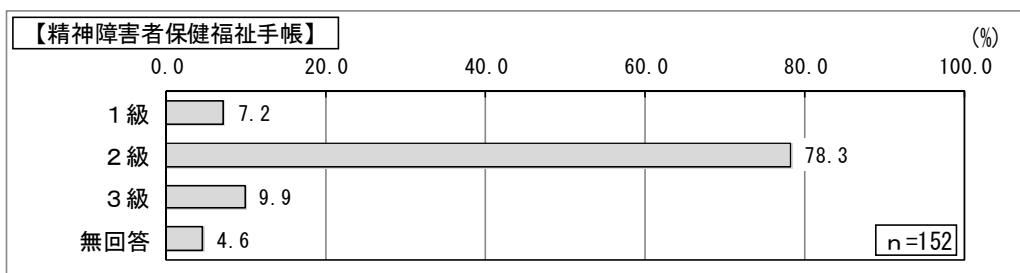
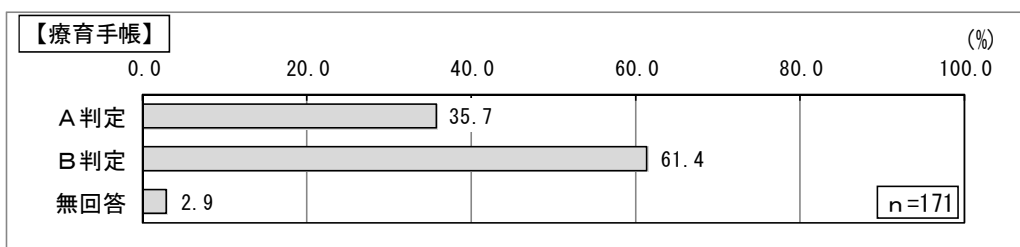
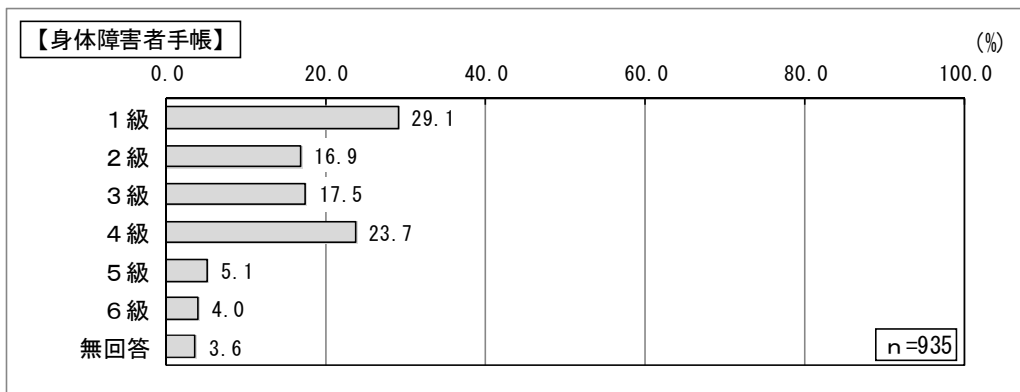
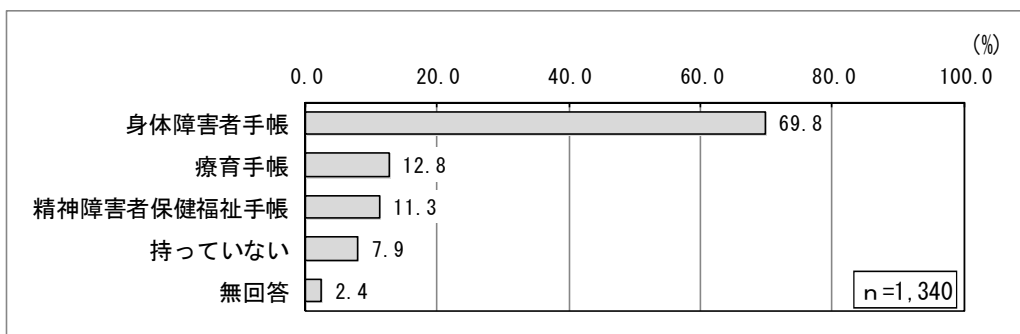
現在、お持ちの手帳の種類と該当する等級はどれですか。(〇はいくつでも)

「身体障害者手帳」が最も高く 69.8%、次いで「療育手帳」が 12.8%となっています。

身体障害者手帳は、「1級」が最も高く 29.1%、次いで「4級」が 23.7%となっています。

療育手帳は、「A判定」が 35.7%、「B判定」が 61.4%となっています。

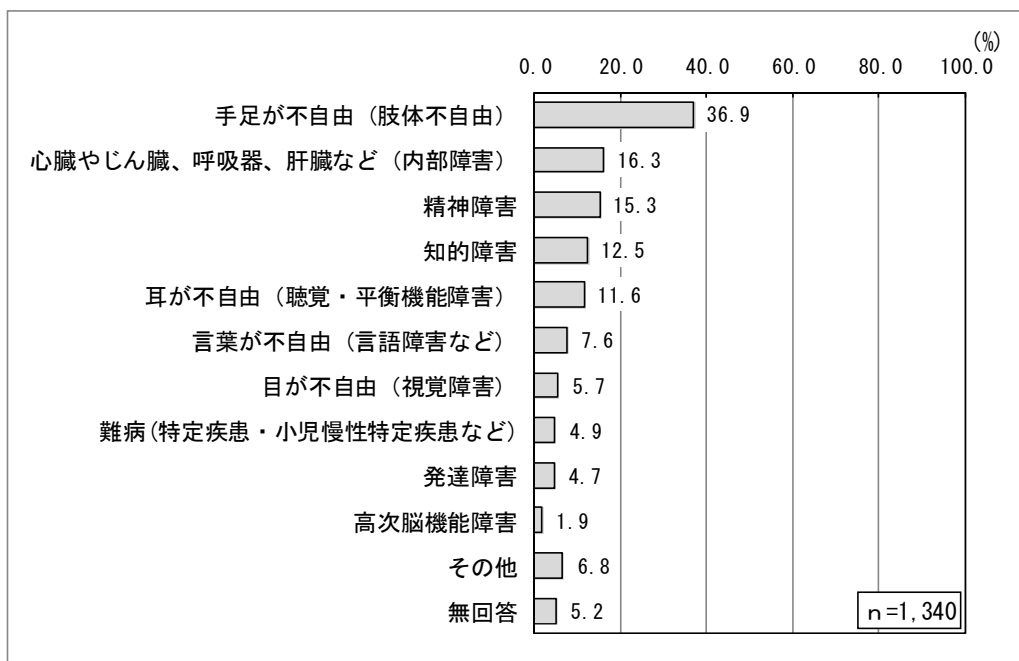
精神障害者保健福祉手帳は、「2級」が 78.3%、次いで「3級」が 9.9%となっています。



⑧ 障害について

あなたはどのような障害がありますか。(○はいくつでも)

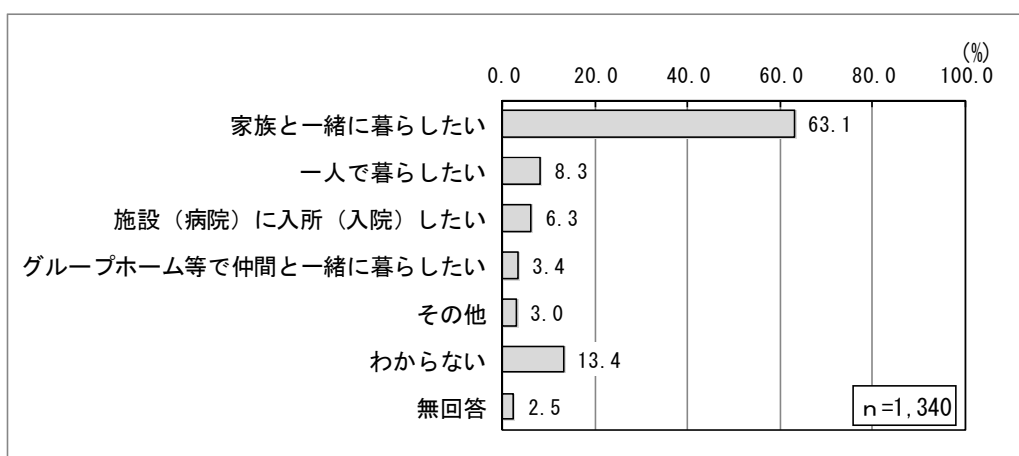
「手足が不自由（肢体不自由）」が最も高く 36.9%、次いで「心臓やじん臓、呼吸器、肝臓など（内部障害）」が 16.3%となっています。



⑨ 今後の生活について

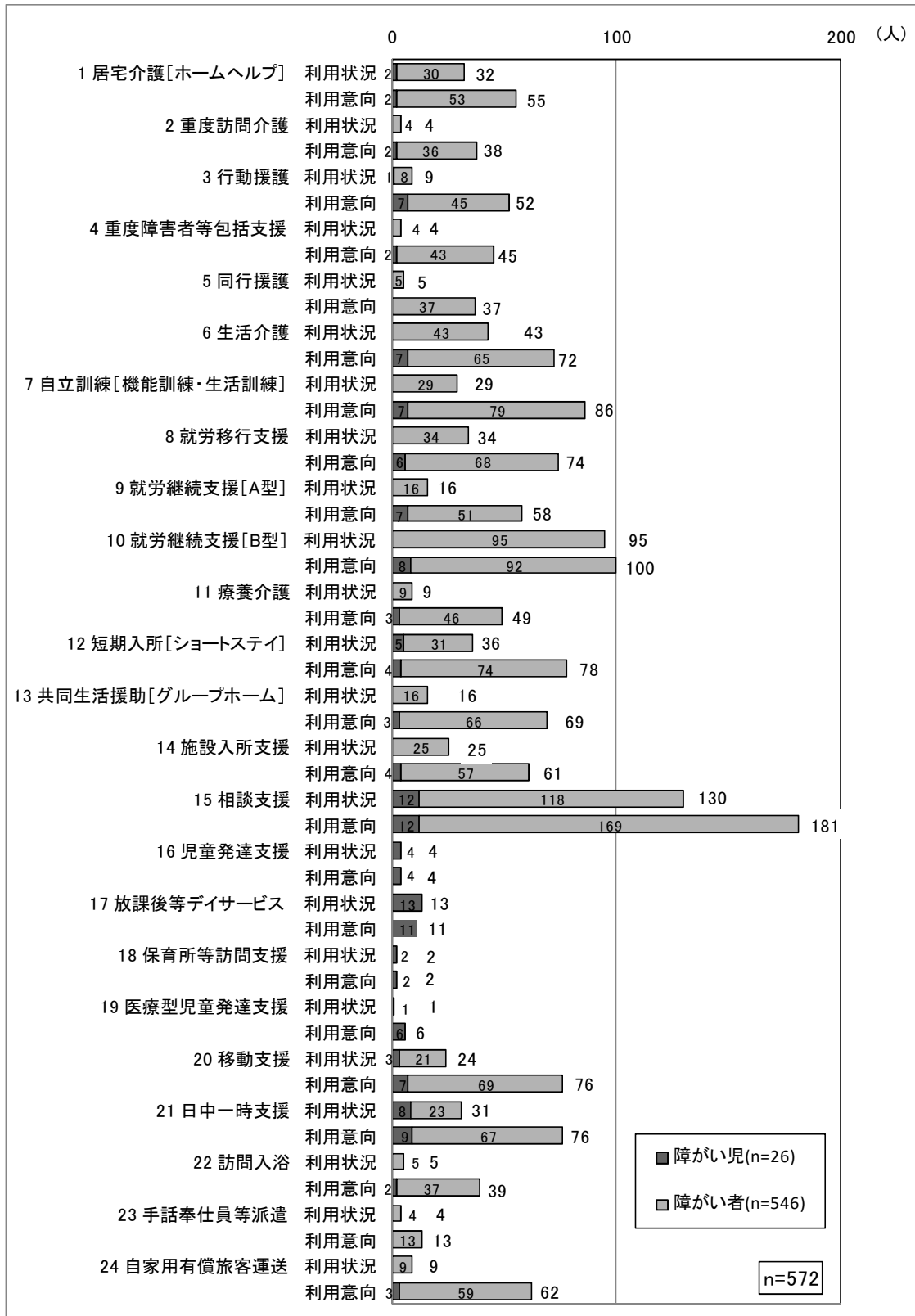
あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(○は1つ)

「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く 63.1%、次いで「一人で暮らしたい」が 8.3%となっています。



⑩ 現在利用している福祉サービスと今後の利用意向について

以下の福祉サービスを現在利用していますか。また、今後利用したいと思いますか。（それぞれの項目ごとに、現状と今後について、あてはまるもの1つずつに○をつけてください）

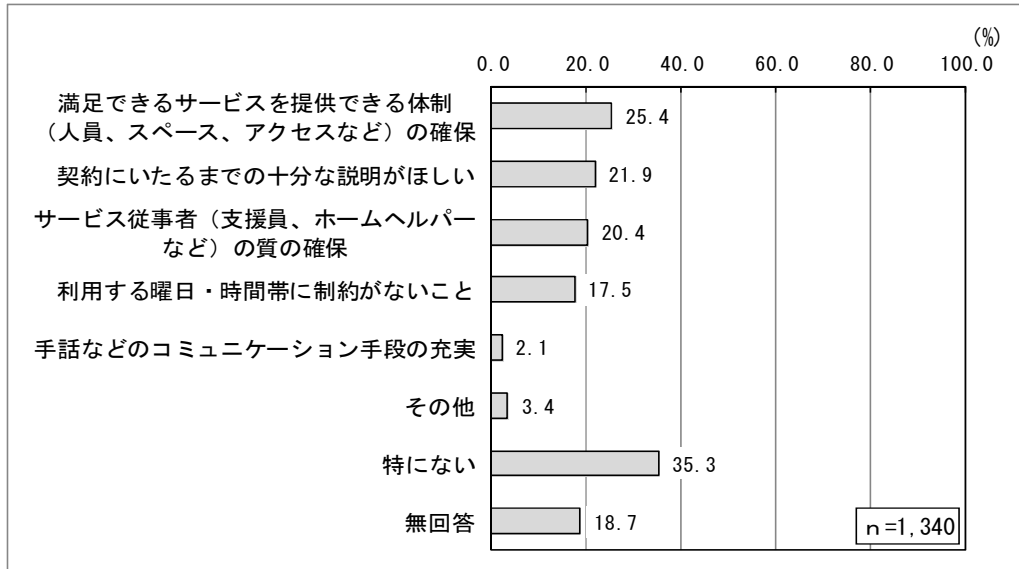


※ 65歳以上の高齢者及び年齢不明は除いています。

⑪ 事業者に望むことについて

あなたが、サービスを提供する事業者に対して望むことは、どのようなことですか。
(○はいくつでも)

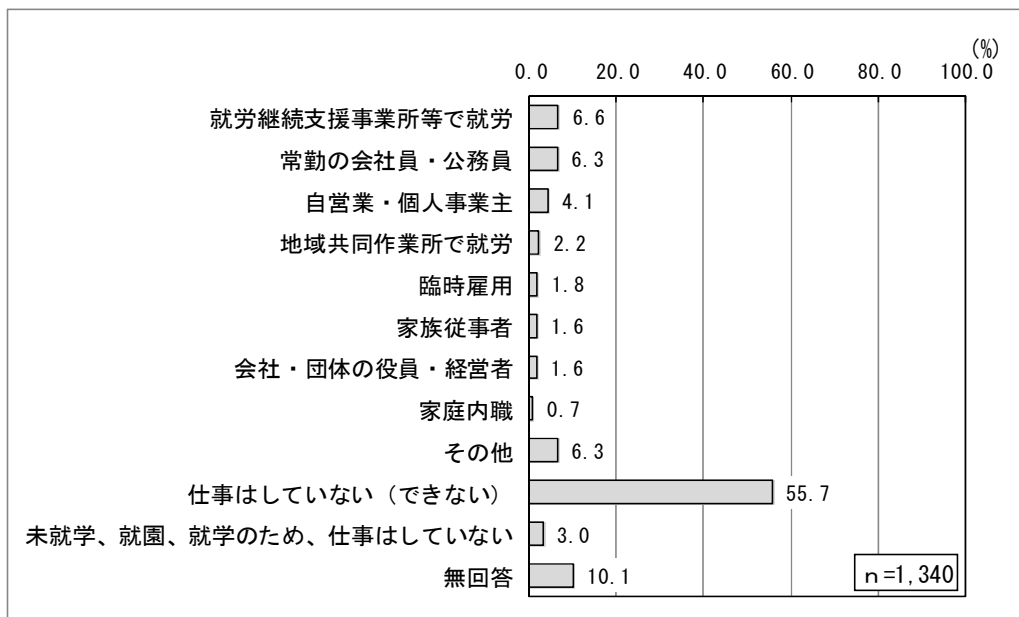
「満足できるサービスを提供できる体制（人員、スペース、アクセスなど）の確保」が最も高く 25.4%、次いで「契約にいたるまでの十分な説明がほしい」が 21.9% となっています。



⑫ 仕事について

現在、どのような形で仕事をしていますか。(○は1つ)

「就労継続支援事業所等で就労」が最も高く 6.6%、次いで「常勤の会社員・公務員」が 6.3% となっています。

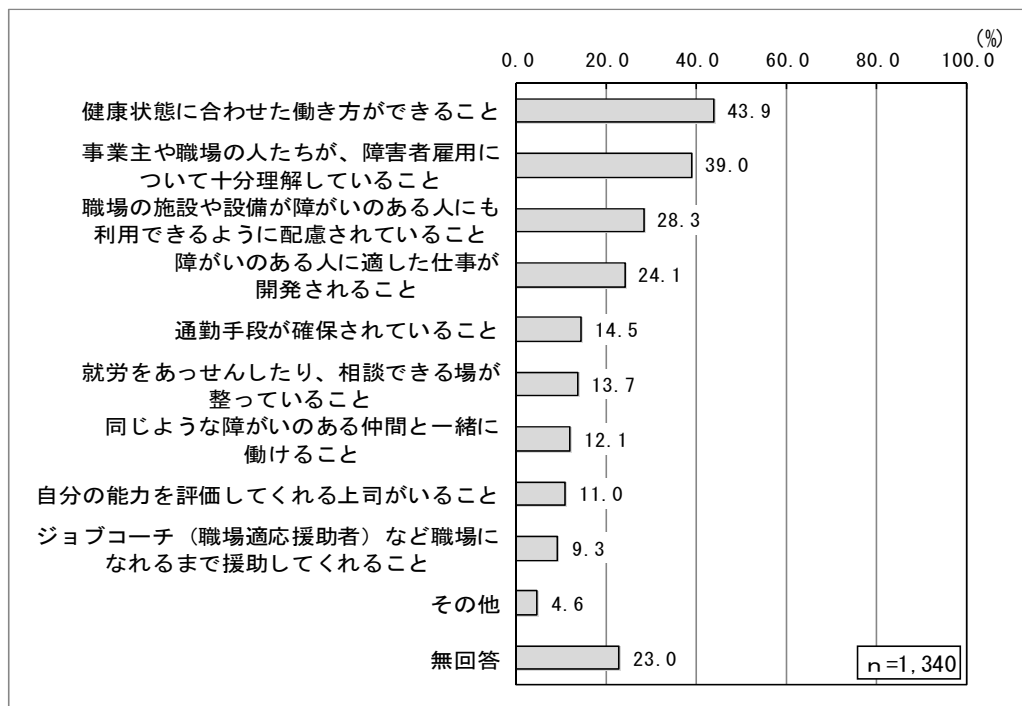


⑬ 働くために必要な環境について（園や学校に就学している方）

障がいのある人が働くために、どのような環境が必要だと思いますか。

（○は主なものに3つ）

「健康状態に合わせた働き方ができること」が最も高く 43.9%、次いで「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」が 39.0%となっています。

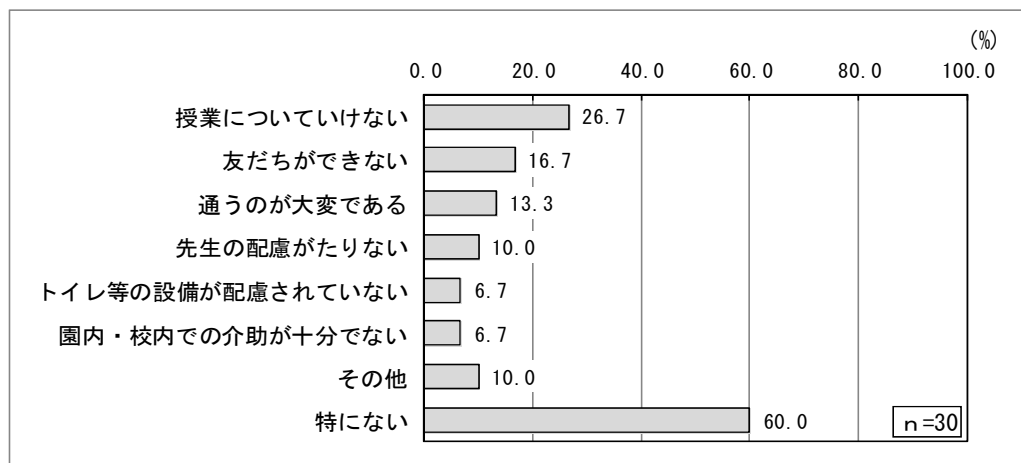


⑭ 園や学校での困りごとについて

就園・就学している方にお聞きします。園や学校で困っていることはありますか。

（○は主なものに3つ）

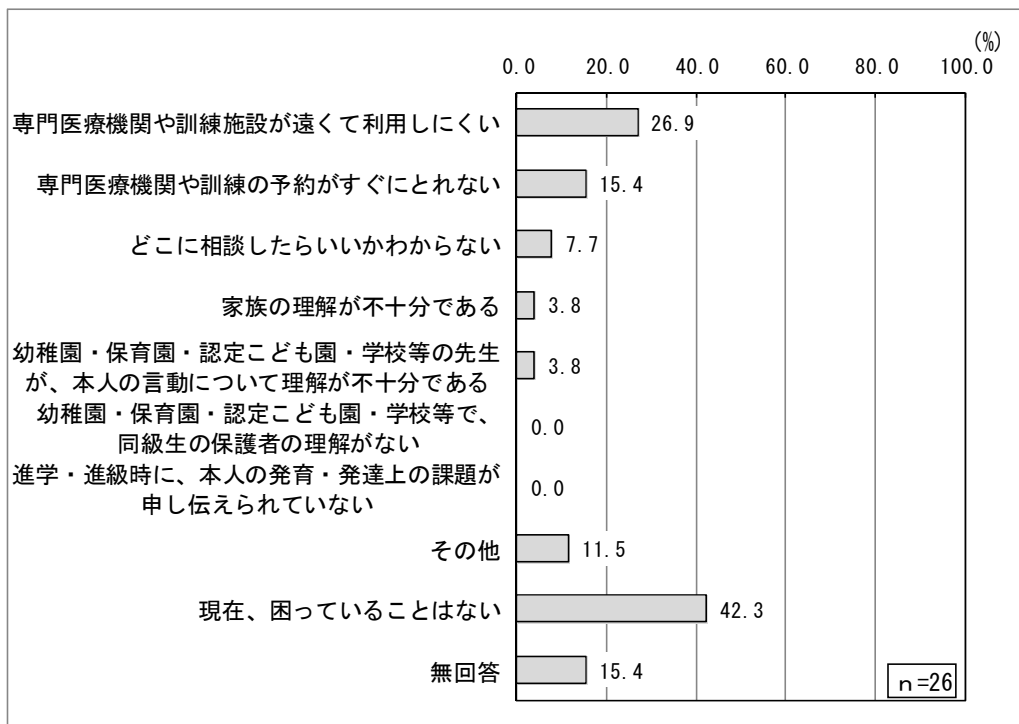
「授業についていけない」が最も高く 26.7%、次いで「友だちができない」が 16.7%となっています。



⑮ 相談・専門機関等の困りごとについて（18歳未満の方）

ご本人の発育・発達の相談に関すること、専門医療機関・訓練施設に関する事で、現在、困っていることはありますか。（○はいくつでも）

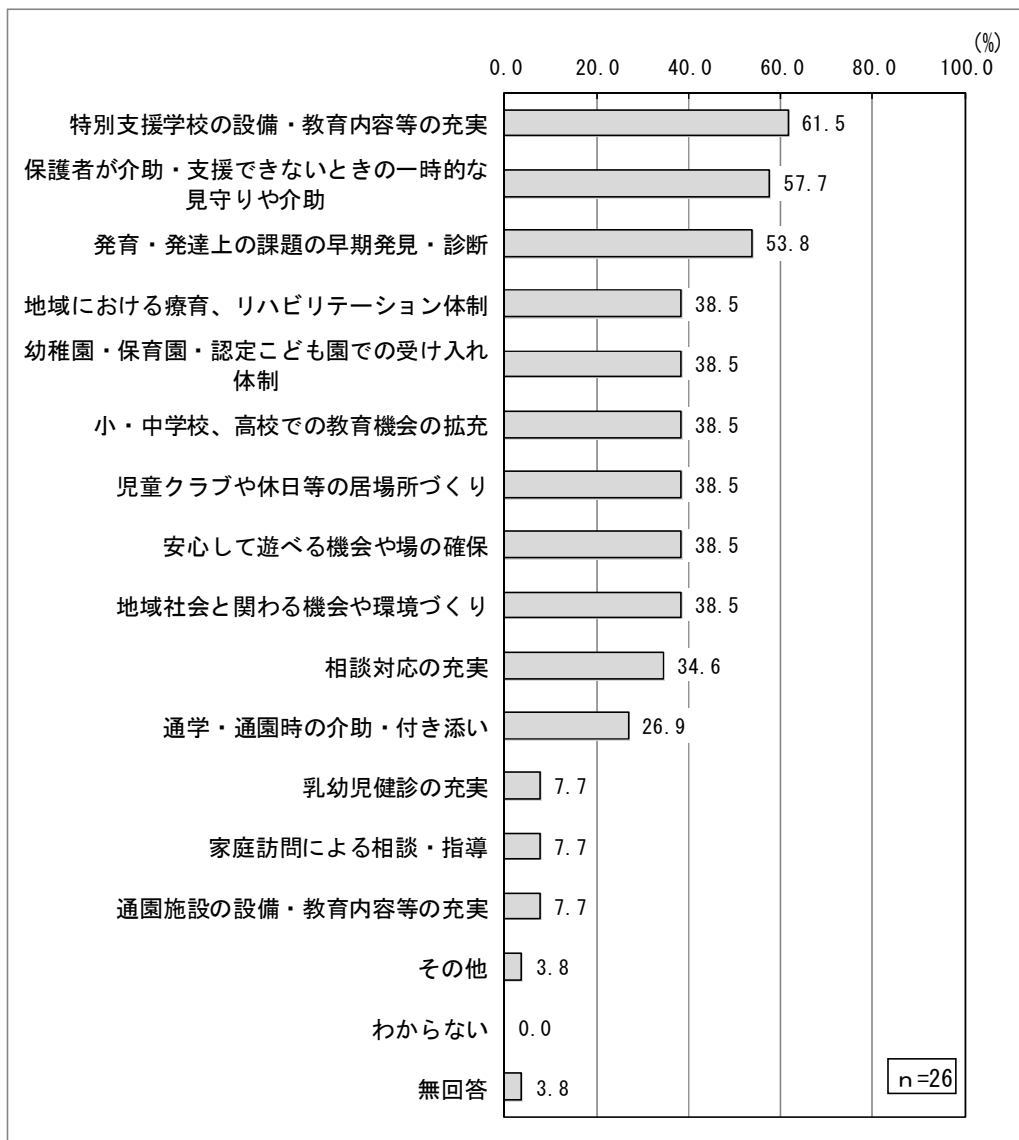
「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」が最も高く 26.9%、次いで「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」が 15.4%となっています。



⑯ 子どものために特に重要なことについて（18歳未満の方）

障がいのある子どものために、特に重要と思うものは何ですか。（○はいくつでも）

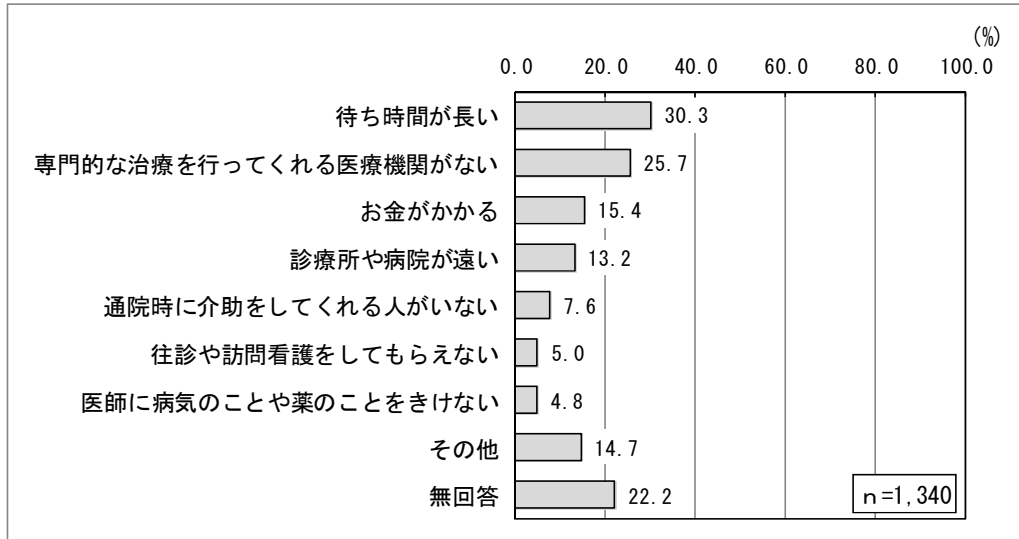
「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」が最も高く 61.5%、次いで「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が 57.7%となっています。



⑰ 医療の困りごとについて

あなたが、阿賀野市内の医療について困っていることは何ですか。（○はいくつでも）

「待ち時間が長い」が最も高く 30.3%、次いで「専門的な治療を行ってくれる医療機関がない」が 25.7%となっています。

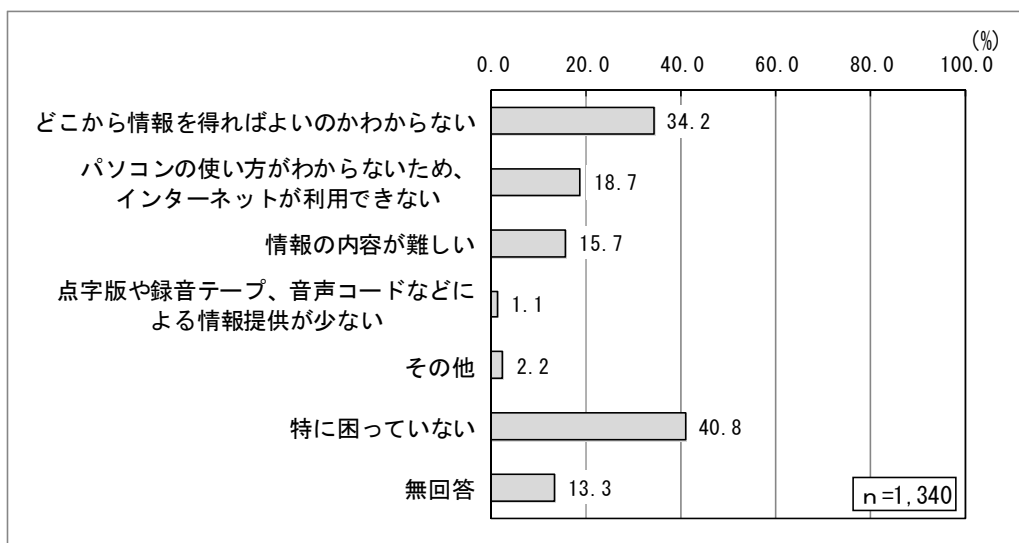


⑱ 情報収集時の困りごとについて

福祉サービスなどの情報を得るとき、どのようなことに困っていますか。

（○はいくつでも）

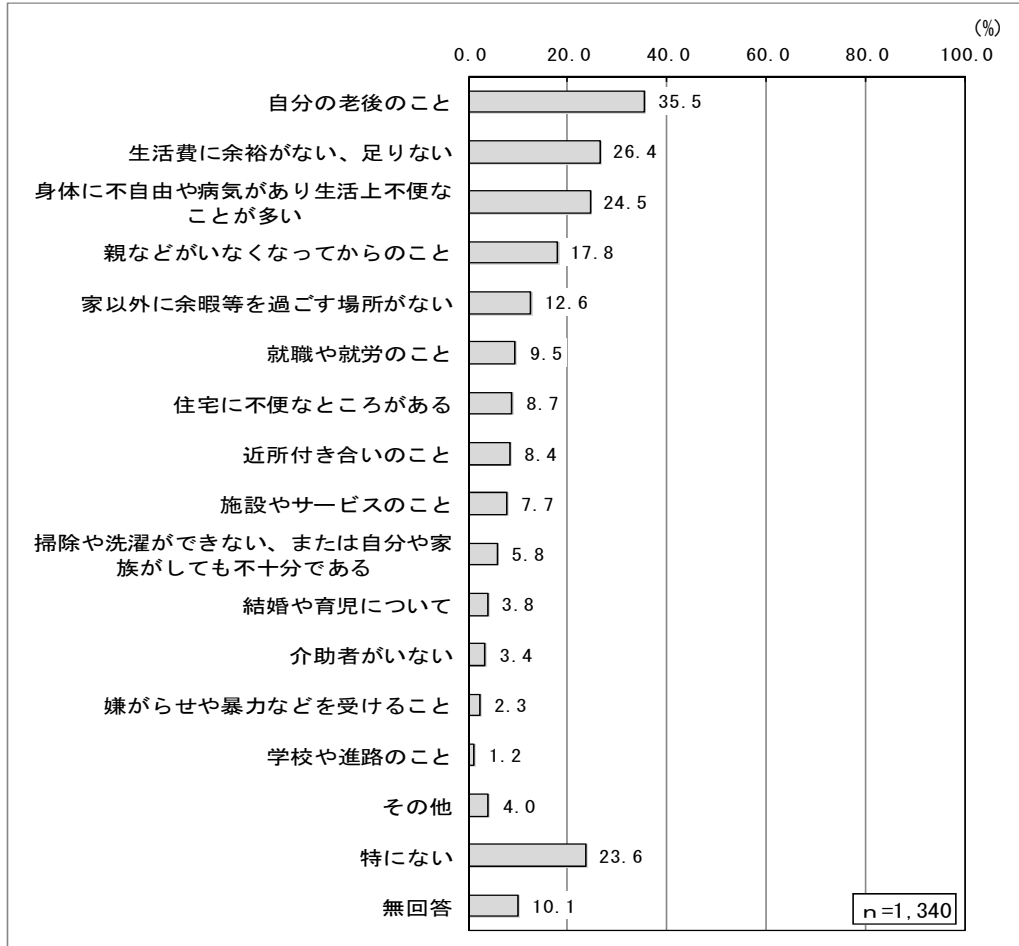
「どこから情報を得ればよいのかわからない」が最も高く 34.2%、次いで「パソコンの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」が 18.7%となっています。



⑱ 現在の困りごとについて

あなたは、現在どのような心配や困りごとがありますか。(○はいくつでも)

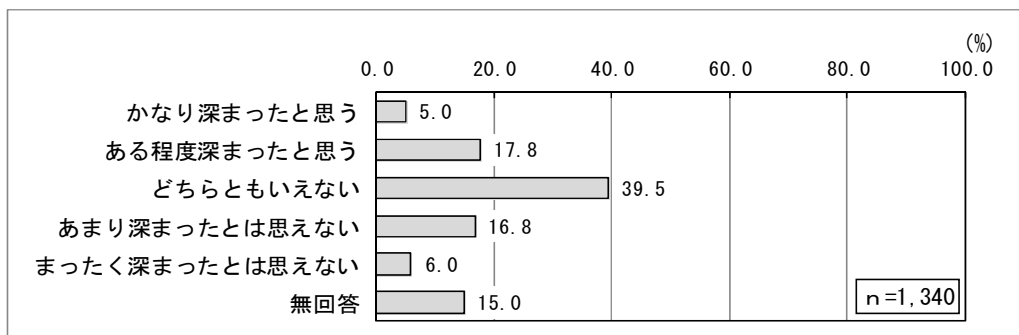
「自分の老後のこと」が最も高く 35.5%、次いで「生活費に余裕がない、足りない」が 26.4%となっています。



⑳ 市民の理解について

障がいのある方に対する市民の理解についてどのように感じていますか。(○は1つ)

「どちらともいえない」が最も高く 39.5%、次いで「ある程度深まったと思う」が 17.8%となっています。

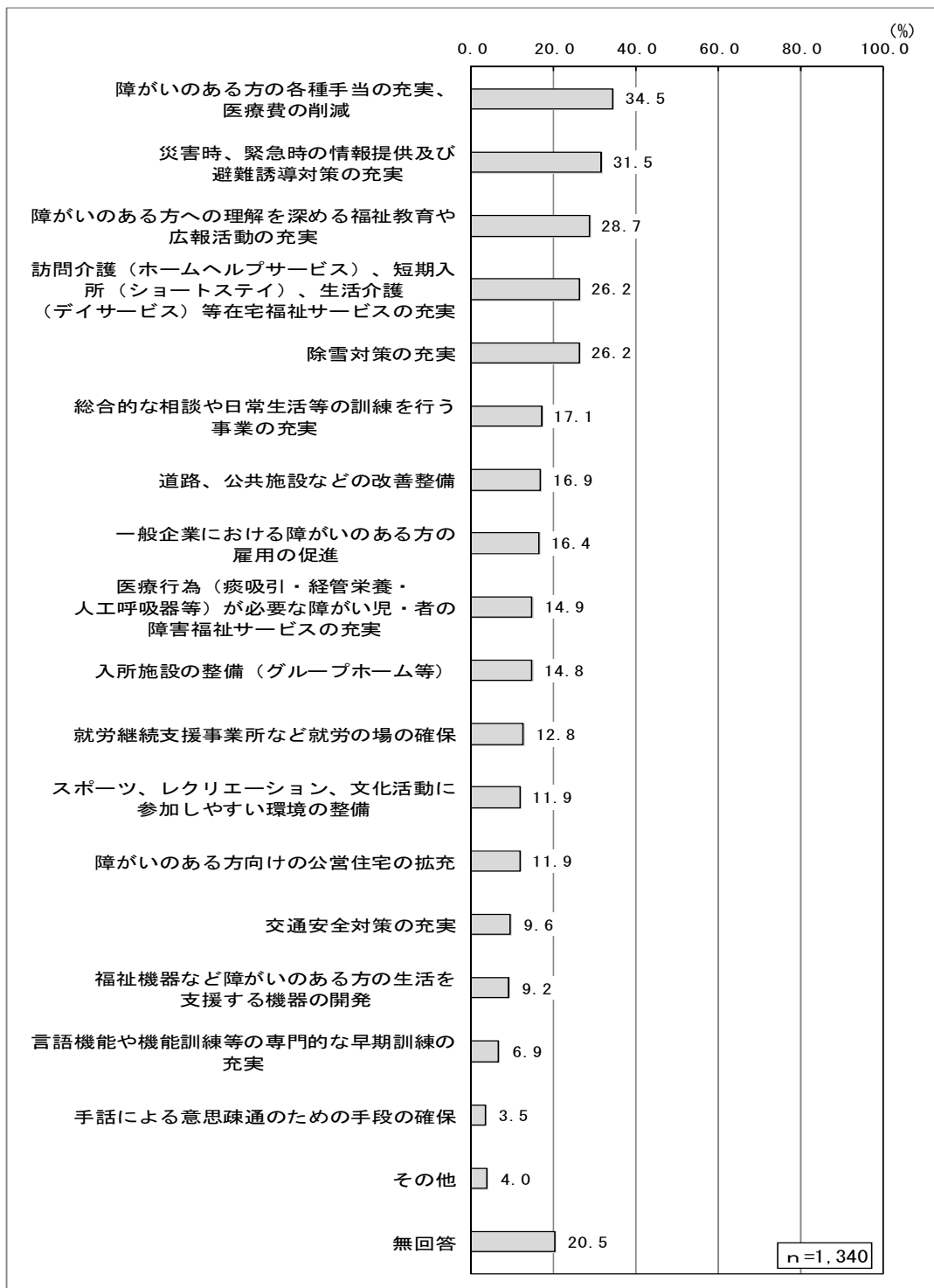


② 充実して欲しい施策について

あなたが今後充実してほしい障がいのある方への施策はどのようなことですか。

(○はいくつでも)

「障がいのある方の各種手当の充実、医療費の削減」が最も高く34.5%、次いで「災害時、緊急時の情報提供及び避難誘導対策の充実」が31.5%となっています。



㊸ 自由意見について

自由意見を主な意見内容として整理しています。

No.	主な意見内容	概ね件数
1	行政への不満や要望について	98
2	行政サービス・現状の満足について	20
3	施設・作業所について	16
4	自身の悩み事・将来への不安について	15
5	アンケートについて	14
6	公共の場への要望について	11
7	病院への不満や要望について	8
8	緊急時や、災害時について	7
9	交通機関について	6
10	タクシー券について	6
11	駐車場について	3
12	除雪について	3
13	その他	8
	回答者数	193

※分類項目ごとの意見をいくつか下記に掲載しています。（年齢回答及び手帳の種類）

1 行政への不満や要望について

- ・相模原の事件があつてから、障がい者の私は外で手帳を出すのも怖くなった。行政には本当に障がい者が差別されないような取り組みをやってほしい。（障がい者・身体障害者手帳）
- ・行政（市）は個別に対応する事（施策の周知）が必要と思う。現在は入院中で退院後はグループホーム等の充実が必要と考える。親が亡くなると自宅で本人の居場所がなくなる。（無回答・精神障害者保健福祉手帳）

2 行政サービス・現状の満足について

- ・薬代金に困っていたので、支援があり本当に感謝しています。ありがとうございます。（無回答・持っていない）
- ・他の市町村に比べ、阿賀野市は充実していると思います。福祉業者からの話です。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）

3 施設・作業所について

- ・資金がなくとも心配せず面倒見てくれる施設がほしい。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）

4 自身の悩み事・将来への不安について

- ・一人で暮らしているのが不安です。どうか見守ってください。今のところは一人でできますが、いつどうなるかわからないです。（障がい者（高齢者）・持っていない）

5 アンケートについて

- ・知的障がい者の方が答えるアンケートとしては内容が難しいと思います。簡素な質問、クローズドクエッション等で本人でも答え易いようにすることが必要かと思います。障がい者（高齢者）・身体障害者手帳、療育手帳
- ・福祉に関するアンケート調査は大変ありがたいことですが、本人や解答者には大変難しい調査でした。（障がい者・療育手帳）

6 公共の場への要望について

- ・出先や外出先で医療行為を行なうための個室や部屋の提供をしてほしい。買い物先（スーパーなど）や、体育館などで医療行為を行なうための場所を作ってほしい（医務室のようなベッドなどが整備してあるところ）。（障がい者・身体障害者手帳）

7 病院への不満や要望について

- ・病院や市役所等で、頸髄損傷への理解が足りないように感じている。障害をひとくくりに考えないで欲しい。難しいかもしれないが、各々の障害への理解を深め、助けてもらえると障がい者は暮らしやすい。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）

8 緊急時や、災害時について

- ・緊急時や災害時その他の時の放送の声が全然聞こえない（耳は遠くないが）、何を言っているかわからない。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）
- ・現段階では、日常生活はできているのですが、いざ災害等で避難となった場合等、まず誰を頼るべきか情報がありません。一見、障害があるようにみえないので、我慢することになるだろうね、と家族で話しています。（障がい者・身体障害者手帳）

9 交通機関について

- ・ノンステップバスをもっと増やして欲しいです。電車とホームの間の隙間も足が悪いのでこわくて乗れません。（障がい者・身体障害者手帳）
- ・阿賀野市営バス、土日も運行して下さい。（障がい児・療育手帳）

10 タクシー券について

- ・福祉タクシー利用券をもらっていますが、病院が新潟市内なので片道分しかない
ので、使っていません。ガソリン券にしてください。（障がい者（高齢者）・身体
障害者手帳）
- ・タクシー券もありがたいですが、通院の送り迎え車の手配を考えてもらいたい。
タクシーでも難しい事はないです。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）

11 駐車場について

- ・外出時に駐車場に車を止められない。障害者用のところに一般の人が置いてある
ことが多い。スーパーなどに買い物に出かけられない。広いところは歩くのが困
難で、ところどころに座るイスなどあればと思います。手足が不自由になって初
めてわかりました。（障がい者・身体障害者手帳）

12 除雪について

- ・私は足腰がわるい為、自動車に乗らないとどこへも行けないので、冬は雪がいつ
ぱい降るので家の前から除雪をしないと車を出せないのが1番困ります。家の前
はまだ消雪パイプが通っていません。何よりも切ないです。まして高齢者がいつ
ぱいで若い人が少ないので大変です。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）

13 その他

- ・わからないこと、困ったことがあったとき、ケアマネージャーさんに相談してい
るので、今のところ大丈夫です。（障がい者（高齢者）・身体障害者手帳）
- ・多分言っても伝わらないし、わからないと思う。何も変わらないと思う。（無回
答・精神障害者保健福祉手帳）

4 障害者団体及び障害福祉サービス事業所の意見交換

(1) 目的

「第3次阿賀野市障がい者計画・第5期阿賀野市障がい福祉計画・第1期阿賀野市障がい児福祉計画」を策定するため、本市における障害者団体及び障害福祉サービス事業者との意見交換会を実施しました。

(2) 実施内容

- 実施日：平成29年9月25日（月）
- 対象事業者：阿賀野市内のサービス提供事業者（13事業者）
- 対象団体：身体障害者福祉協議会・手をつなぐ育成会・さくらの会

(3) 意見・要望

① 障害福祉サービス等の充実について

- ・必要としているサービスがなかなか立ち上がらないと感じています。
- ・子供たちが集まる所、話を聞いてくれる施設があると助かると思っています。余暇活動も遊びに行く所も、スポーツがやりたくてもするところがありません。
- ・出来る限りご本人のペースで働いてもらえるようにいろいろと考えながら日々やっていますが、地域としてもそういった場所が沢山できるといいと思っています。
- ・仕事に出るのではなく、居場所といったところが必要なのかなと思います。
- ・高齢化に伴い、グループホーム不足をどう解消するかが課題になっています。
- ・行動援護の事業所がない。特に不足していると思われるのは地域活動支援センター、グループホーム、移動支援など、近々に整備していく部分なのかなと思っています。
- ・ある程度、余裕のある施設整備が必要であって、2ヶ所くらいのグループホームが阿賀野市に最低必要だと思います。
- ・作業でなく居場所を求めている人がいらしゃるのかな、というところで、地域生活支援センターというものをもう少し充実させてもらいたいなと思います。
- ・軽度の方のみでなく、中度、重度の方が入れるようなグループホームを目指していかなければならないと思っていますし、男性女性ともにグループホームが必要かなと思います。
- ・地域活動支援センターですとか、グループホーム、移動支援、行動援護などのサービスのニーズは常日頃あります。

- ・医療的なケアが必要な方の短期入所、これが阿賀野市内だけでなく広い範囲の地域で提供をお願いできる事業所が限られていて、障害のサービスの提供は少ないです。

② 事業所の課題

- ・事業を展開する上での課題は、一番に職員の質。
- ・人が足りない状況で利用者の方にお断りすることもあります。
- ・送迎サービスなどの人員の確保で苦勞しています。
- ・職業指導員はともかく生活支援員とサービス管理責任者には専門職の知識や経験が求められています。職員一人ひとりがスキルアップしていくことはこれからの課題と感じています。質の向上が重要。
- ・職員のレベルを上げていくということが不安を解消していくうえで大切だと思い、施設では研修会を多く入れています。
- ・建物の老朽化。

③ 雇用・就労の促進

- ・就労支援をさらに推進していただきたい。近年官民あげて障がい者の雇用率アップに向けての取り組みが非常に活発に行われております。
- ・作業支援についてさらに作業の拡大を市としても頑張ってもらいたい。市が率先して取り組んでいることで波及効果しているのではないかと感じております。是非この取り組みを障がい者計画の中に入れていただけるように進めて頂きたい。

④ 相談支援体制の充実

- ・相談室は高校を卒業するお子さんを対象にしていて、高校卒業後の支援で本人だけでなく家族の方々も気軽に相談できる所、支援できる所があるといいなと思っています。
- ・ここ数年、相談される内容は非常に複雑化になってきておまして、一ヶ所だけでは到底解決できないような相談で、包括支援センターや健康推進課、阿賀野市社協で行っている「暮らしサポートセンターあがの」の生活困窮者のことをやっってくださいとありますが、そこの職員さんと連携しながらやらないととても解決できない相談が増えています。

⑤ 連携・ネットワークの推進

- ・行政に何かあれば電話連絡して連携をとっています。事業所間でも時々集まって情報交換とか検討課題を話し合っていこうと顔合わせをしています。
- ・事業者さん同士とは忙しくてこちらから出向いていくことができないことも多いので電話で相談させてもらったり、たまには時間を作って事業所に行って相談させてもらったりしています。
- ・就労系事業所としては上手く事業所同士の連携も取れていると思うし、市との協働もワークシェアリングするうえで、行政担当者の方で段取りしていただいて説明会を開催していただく形でやってきましたし、この辺では連携が上手くとれているのかなと思います。この就労系事業所が連絡協議会を立ち上げた形のものと同じような形で同種の事業を行っている方で、連携を取り合っていければ、もっといい形で福祉サービスが進んでいくのではないかと思います。

⑥ 地域における課題

- ・健常者と障がい者がお互いに相互理解できる学習が必要だと思います。
- ・家族が抱え込んでいくのではなく、「社会が見ていく」という意識を持ってもらいたい。
- ・「障がいをお持ちの方を地域で支えていく」という言葉だけが独り歩きをして実態と合っていないようなことを良く感じます。
- ・地道な啓発活動をしていく必要があると思われます。幼、小、中学校の間でも障がいのある方とのふれあい、理解、啓発活動などとても大事だと思います。

⑦ 高齢化への課題

- ・高齢化の対応、支援。高齢化は2通りあります。保護者と利用者があります。高齢者の障がいについても勉強しなければならない。
- ・相談者も保護者も高齢化というものを感じています。相談者については、基幹相談支援センターで上手く介護保険に移行できる流れを作ってもらっているところでもありますし、流れプラス保護者が意思決定するのが難しくなっているので、本人の意思決定、金銭の管理等の権利擁護等を支援が必要となっています。

⑧ 公共施設・市役所への要望

- ・公の施設には利用しやすい車椅子専用駐車場が必ず必要だと思います。
- ・公の施設は、指定管理制度で民間委託されていると思うが、委託されているところが気を配っていない。
- ・障がい者とともに障がい者が歩きにくい場所や全盲の人が歩く所を色々チェックしてきた。毎年あるようだが、各市町村にも連絡して職員研修していると聞いたので、そういうことを進めていった方がいいと思います。

- ・ 早期発見、早期治療のため、看護師、作業療法士、精神科医師などチームをつくって訪問してくれるといいと思います。
- ・ 市の遊休施設、何に使うかハッキリしていない施設は障害等に向けた活用にして頂きたい。転用するには耐震の問題とか、使いやすい作業場の改装だとかは市が積極的に支援するという形で行われれば非常にありがたい。
- ・ 福祉人材の情報提供、何かしらの財源の確保した上で人材に対しての支援をできないか。新潟県で働く人、市として何かしら阿賀野市出身で阿賀野市に残りたい、そして福祉の仕事に就きたい人に何か助成はできないのかと考えます。
- ・ 前回計画が実情と目標数値の大差がない。もう少しメリハリがあってもいいと思います。それを、計画の最終年ではなく、順次、1年とか目標数値を再確認するようなパターンがあってもいいのかなと思います。再確認したうえで行政の方、市で計画の点検という意味合いを含めて事業所に対して、こんな思いがあるよという表明があってもいいと思います。

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

誰もが、住み慣れた地域で元気に生活し、また、一人ひとりの尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。今後も、障害の有無にかかわらず障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、様々な支援を進めていきます。

基本理念

一人ひとりが生き生きと安心して、
ともに支えあい笑顔で暮らせる地域社会を実現する

2 計画の基本的視点

計画の目標を実現するために、基本理念に基づき、次の3つの視点に立ち、個々の具体的な施策の充実を図り、さらには地域福祉の充実に向けた推進を図ります。

(1) 社会全体におけるバリアフリー化の推進

人間としての尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、物理的、精神的なバリアフリーを推進し、障がい者・高齢者・子育て世帯などすべての市民が生活しやすいまちづくりを目指します。

(2) 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援策の促進

障がいのある人が自己選択と自己決定に基づいて「自ら望む暮らし」を選べる社会の実現を目指し、利用者の視点に立った支援を提供するため、相談、利用援助などの体制を整備します。

(3) 障がいのある人の自己実現を生涯にわたってサポートする体制の強化

生涯を通して自分らしい生活を送ることができるよう、乳幼児期から高齢期まで一貫した保健・医療・福祉・教育など総合的な施策の展開を図ります。

3 計画の施策の方向性

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解・啓発活動の促進

障害についての正しい知識を広め、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、イベントの開催など福祉教育の様々な機会を通じて情報提供の充実に努め、福祉意識の向上や福祉活動への参加を促進し、差別や偏見のない共に支え合うことができる地域社会づくりを進めます。

(2) 地域福祉の視点に基づく市民ぐるみの支援の促進

活力ある福祉社会を構築するためには、各種の福祉施策の充実にともに、市民の自発的な福祉活動への参加と理解が重要であることから、ボランティアの育成や活動の充実、研修会等の開催によりマンパワーの向上に努めます。

(3) 障がい者の生活向上につながる支援体制の充実

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に図り、困難な事例の解決や虐待の未然防止に結びつけるため、いつでも身近なところで相談をすることができる相談支援体制の確立と、ケアマネジメント体制の充実、相談員一人ひとりのスキルアップを図るとともに、判断能力が不十分な人が、自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度等の利用を支援し、権利擁護を図ります。

障がいのある人の安定した生活と社会活動を促進するための基盤として、必要なときに必要なサービスを提供できるよう体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(4) いきいきと社会参加できる地域環境の充実

地域で暮らす障がいのある人が、社会の多様な場に参加し活躍できる仕組みづくりのため、障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、社会参画を促進するとともに、障がいのある人の文化活動、スポーツやレクリエーション活動に対する支援の充実に努めます。

(5) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

障がい児の健やかな成長を支援するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築に努めるとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実に図ります。

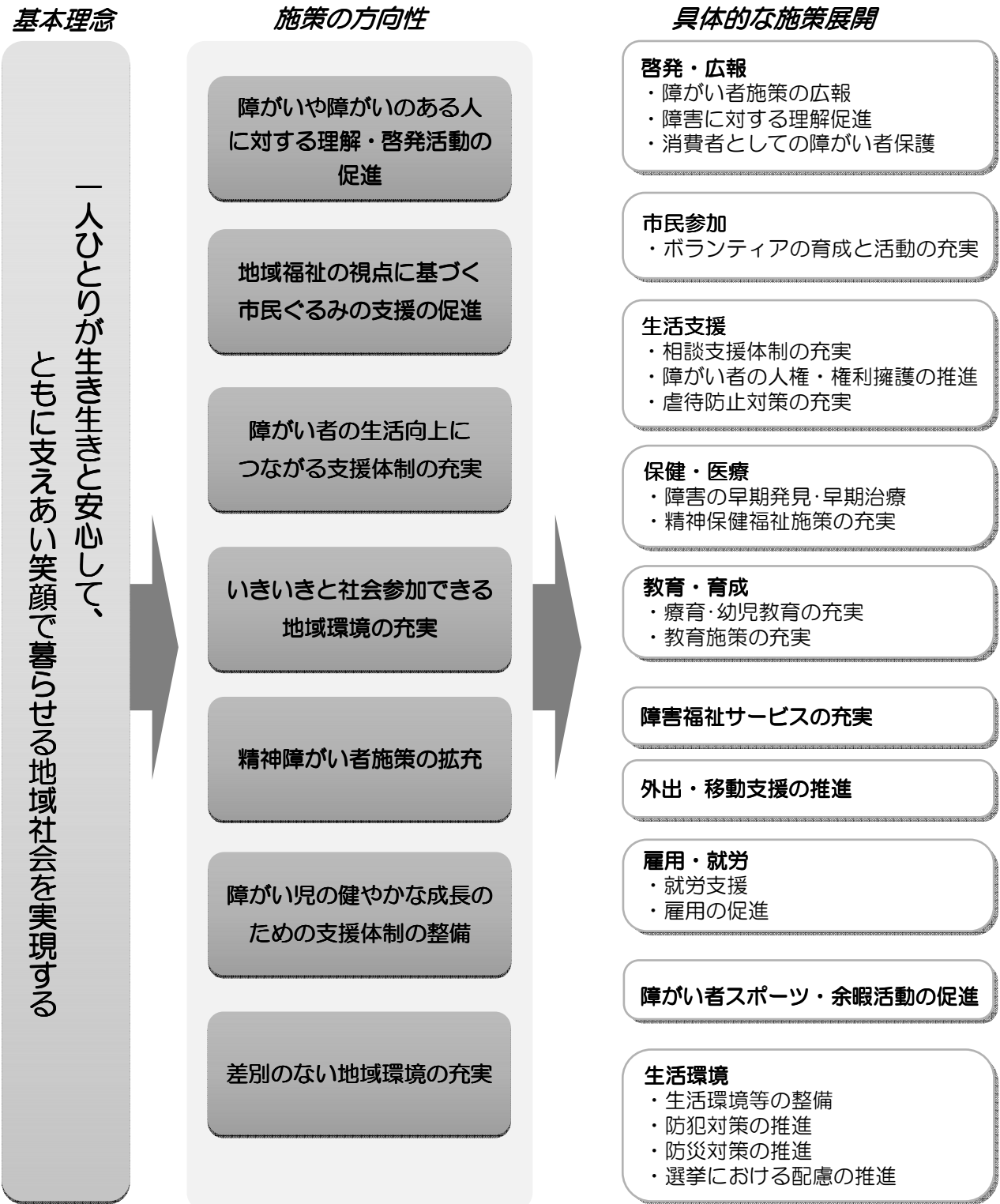
(6) 精神障がい者施策の拡充

精神障がいや精神障がい者に対する市民の理解に向けて、啓発に積極的に取り組むとともに、精神障がい者が自立して社会活動に参加・貢献し、生きがいを持って暮らしていけるよう、地域生活支援施策の充実や雇用・就業の促進などに努めます。

(7) 差別のない地域環境の充実

障がいのある人はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう人にやさしいまちづくりを進めるとともに、障害の特性に配慮した社会環境、社会福祉施設、公共施設の整備、改善に努め、障がいのある人が安心して生活を送ることができる環境整備に努めます。

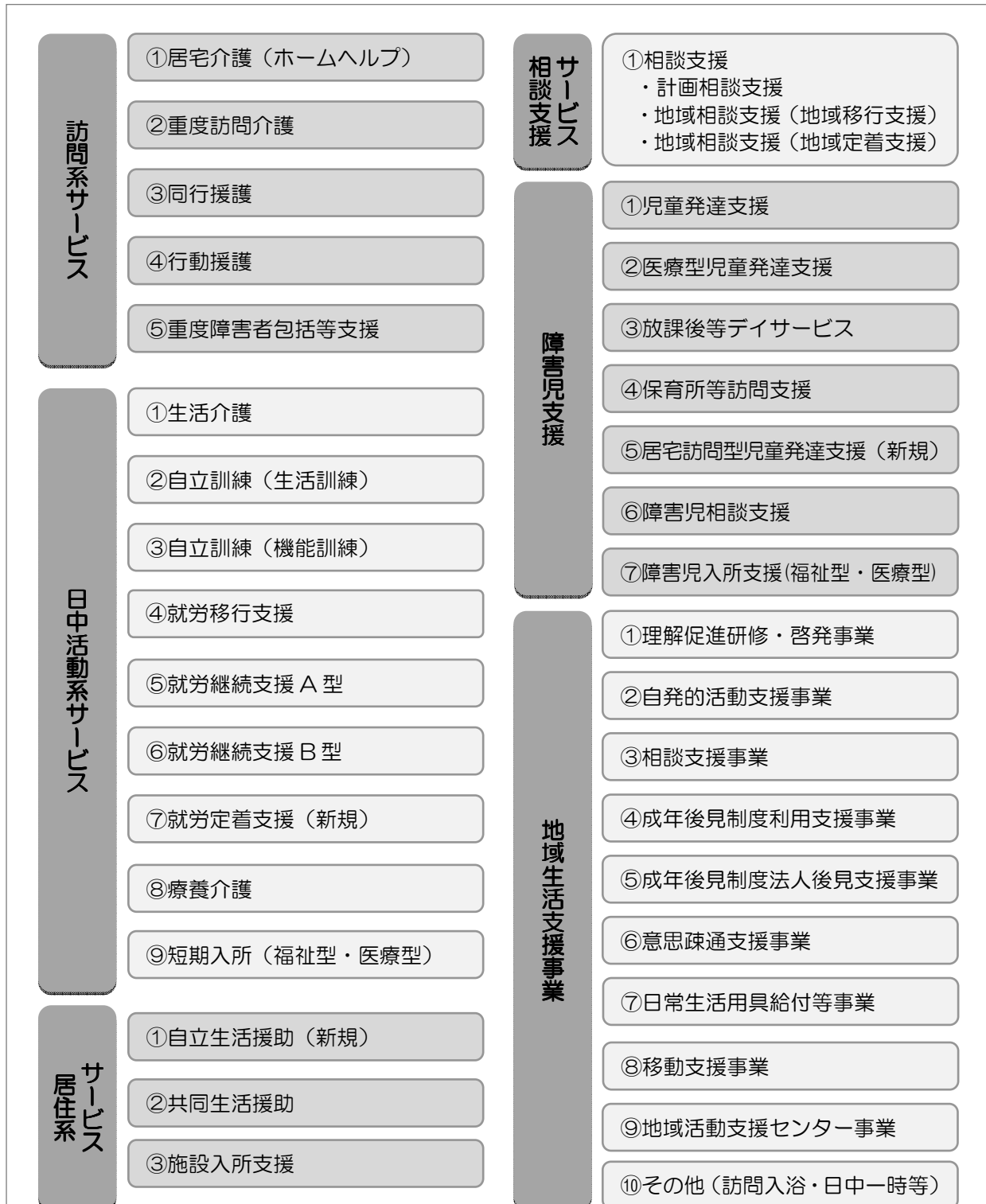
4 計画の体系



5 サービスの体系

障がいのある人への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3種類からなる「指定障害福祉サービス」（全国同一内容サービス）「相談支援」「地域生活支援事業」および「児童福祉法による障害児支援・障害児相談支援」から構成されます。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系】



6 第2次計画の現状と課題

(1) 相談支援体制の整備

① 相談支援の充実

施策		施策の内容と評価の内容
相談支援の 充実	施策の内容	障がいのある人やご家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、適切な対応や支援がなされるようサポートします。
	現状	平成28年4月1日に基幹相談支援センターを立ち上げ、障がい者や家族、障がい者にかかわる全ての関係者の相談支援を実施しました。
障がい者支援 ネットワーク の構築	施策の内容	障がいのある方の様々な支援に関して各機関との連携を図ることにより情報の共有、効果的な支援を行うためネットワークの構築を図ります。
	現状	市内および新潟圏域の相談支援等との支援者会議や研修会に定期的に参加し連携を図るためのネットワークを構築しました。
障害福祉 サービス等の 利用計画の 作成支援	施策の内容	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
	現状	平成28年4月から相談支援事業所が3か所開所し、サービスを利用するすべての障がい者（児）の計画を策定しました。
【課題】		関係機関との連携の継続を図るとともに、相談に携わる者のスキルアップを図る必要があります。 また、利用計画を作成する相談支援専門員が不足しているため、充足する必要があります。

② 障がい者の人権・権利擁護事業の推進

施策		施策の内容と評価の内容
虐待防止など 人権に関する 啓発の推進	施策の内容	障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、虐待防止のための意識啓発を図ります。
	現状	広報を活用し、障害者虐待について啓発しました。 ※平成27年～平成29年の虐待通報数：9件

施 策		施策の内容と評価の内容
成年後見制度 の促進	施策の内容	知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人を保護するために、関係機関と連携し成年後見制度の促進を図ります。
	現 状	成年後見制度の普及に向け、社会福祉協議会や法律関係者等との協議の場を設け、定期的に検討を実施しました。また、成年後見制度が必要な障がいのある人の成年後見制度手続きの支援を行いました。
【課 題】		毎年、数件の虐待通報が続いています。今後は、更に障害者虐待について啓発を進める必要があります。また、成年後見制度の利用が望ましい方も多く存在するため、制度の啓発をすすめるとともに、法人後見についても推進する必要があります。

③ 療育・精神保健対策における早期発見の体制整備

施 策		施策の内容と評価の内容
療育専門部会 の推進	施策の内容	阿賀野市自立支援協議会に設置し、支援を必要とする子どもたちを一貫して支援します。
	現 状	療育部会の中に、幼児期・学齢期・青年期のグループに分かれ、年齢別の課題解決のための検討を実施しました。
早期療育体制 の推進	施策の内容	「こどものことばとこころの相談室」を中心として、早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、相談機能の強化を図ります。
	現 状	先天性の疾患などで、早期支援や療育が必要な児に対し、医療機関との連携を図ることにより、早期に相談室につなげ、療育を開始することができました。 乳幼児健診などで支援が必要と認められる児を発見し「こどものことばとこころの相談室」を中心に、関係機関と連携しながら療育につなげ、訓練を実施しました。
精神障害等の 早期発見・ 早期予防の 体制づくり	施策の内容	精神障害等の早期発見・早期予防を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
	現 状	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健師等の関係機関で連携し、精神障害等の早期支援を行いました。また、こころの健康づくりに関する知識の啓発を行いました。

【課題】	療育・精神障がい者の支援は、早期発見早期支援が重要となります。今後も、関係機関で情報を共有し連携を図る支援体制を継続する必要があります。
------	--

④ 特別支援教育の推進

施策	施策の内容と評価の内容	
特別支援教育 の推進	施策の内容	障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。
	現状	学校、保健、医療、福祉等関係機関で連携し、幼児児童生徒の支援に必要な情報を共有するとともに、保護者との合意形成に基づく合理的配慮のもと適切な支援につながるよう努めました。
個別教育支援 計画の策定・ 評価	施策の内容	児童・生徒の障がいの特性を見極め、それぞれにあった個別の指導計画及び教育支援計画を策定し、実施、評価を行います。
	現状	特別な支援を要する幼児児童生徒については、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、定期的な評価と改善に努めました。
有機的ネット ワークの構築	施策の内容	関係する機関と連携したネットワークを構築し、特別支援教育の総合的な支援を行います。
	現状	幼児児童生徒にかかわるすべての関係者で構成する発達障害早期総合支援推進地域協議会を設置し、検討会・研修会等を実施するなど連携を図りました。
【課題】	障がいのある児童・生徒の障がいの状態、発達段階、特性には違いがあります。今後も、関係機関との連携を図り、児童・生徒がいつでもどこでも安心して療育・教育が継続的に受けられる体制を構築していく必要があります。	

(2) 地域生活の支援

① 障害者福祉サービスの充実

施策		施策の内容と評価の内容
居宅介護	施策の内容	障害支援区分1以上の方の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
	現状	居宅介護利用者数 (平成27年49人・平成28年50人・平成29年49人)
重度訪問介護	施策の内容	障害支援区分4以上の肢体不自由の方の自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。 (平成26年4月より重度知的障がいのある方及び重度精神障がいのある方も対象)
	現状	重度訪問介護利用者数 (平成27年1人・平成28年0人・平成29年0人)
短期入所	施策の内容	自宅での介護者が病気等の場合、短期間施設を利用します。
	現状	短期入所利用者数 (平成27年16人・平成28年20人・平成29年30人)
生活介護	施策の内容	障害支援区分3以上(施設入所4以上)の常時介護を要する方に入浴、食事等を行います。
	現状	生活介護利用者数 (平成27年111人・平成28年112人・平成29年109人)
療養介護	施策の内容	常時介護を要する重度障がい者に対して病院において医学的管理のもと、介護を行います。
	現状	療養介護利用者数 (平成27年10人・平成28年9人・平成29年9人)
施設入所支援	施策の内容	障害支援区分4以上の通所が困難な障がい者に入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	現状	施設入所支援利用者数 (平成27年58人・平成28年60人・平成29年58人)

施 策		施策の内容と評価の内容
共同生活 援助・介護	施策の 内容	共同生活し、日中活動利用の知的障がい者・精神障がい者に日常生活上の支援を行います。 (共同生活介護が平成26年4月より一元化)
	現 状	共同生活援助・介護利用者数 (平成27年21人・平成28年21人・平成29年21人)
自立訓練 (生活訓練)	施策の 内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	現 状	自立訓練(生活訓練)利用者数 (平成27年4人・平成28年6人・平成29年6人)
自立訓練 (機能訓練)	施策の 内容	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	現 状	自立訓練(機能訓練)利用者数 (平成27年1人・平成28年2人・平成29年2人)
就労移行支援	施策の 内容	一般就労希望者に一定期間訓練を行い、就労・定着の支援を行います。
	現 状	就労移行支援利用者数 (平成27年12人・平成28年13人・平成29年14人)
就労継続支援 (A型)	施策の 内容	雇用契約に基づく就労機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
	現 状	就労継続支援(A型)利用者数 (平成27年7人・平成28年5人・平成29年8人)
就労継続支援 (B型)	施策の 内容	就労機会や生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
	現 状	就労継続支援(B型)利用者数 (平成27年138人・平成28年147人・平成29年144人)

第3章 計画の基本的な方向性

施策		施策の内容と評価の内容
地域移行支援	施策の内容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	現状	地域移行支援利用者数 (平成27年0人・平成28年0人・平成29年1人)
地域定着支援	施策の内容	入所施設や精神科病院等からの退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。
	現状	地域定着支援利用者数 (平成27年0人・平成28年1人・平成29年1人)
【課題】		共同生活援助（グループホーム）、雇用契約のもと利用する就労継続支援A型などが不足しています。障がい者が安心して地域生活が送れ、また、個々の能力に合ったサービスが利用できるよう不足しているサービスを充足するため事業所へ新規参入を働きかけていく必要があります。

② 外出・移動支援の推進

施策		施策の内容と評価の内容
移動支援	施策の内容	屋外での移動が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対して必要な支援を行います。
	現状	移動支援利用者数 (平成27年29人・平成28年25人・平成29年27人)
同行援護	施策の内容	視覚障がい等で著しく困難を有する方に、外出時の同行し、情報提供や移動援護を行います。
	現状	同行援護利用者数 (平成27年3人・平成28年5人・平成29年2人)
行動援護	施策の内容	障害支援区分3以上の知的障がい者・精神障がい者に外出時の移動支援を行います。
	現状	行動援護利用者数 (平成27年5人・平成28年3人・平成29年3人)

【課題】	視覚障がい者や重度の知的障がい者や精神障がい者の外出支援である「同行援護」「行動援護」の事業所が不足しています。今後は、障がい者が安全に外出し、社会参加がすすむよう事業所へ新規参入を働きかけていくとともに、障がい者の移動手手段の確保を図る必要があります。
-------------	---

(3) 就労支援と雇用促進

① 就労支援

施策		施策の内容と評価の内容
関係機関とのネットワークの推進	施策の内容	行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労支援体制を整備します。
	現状	関係機関で構成する「阿賀野市自立支援協議会就労部会」を設置し、就労に関する検討やセミナーを開催し連携を図りました。
就労再チャレンジの促進	施策の内容	障害を理由とする失業者の把握に努め、就労の再チャレンジへの環境にも十分配慮します。
	現状	再就労等を支援する「障がい者就労・生活支援センター」と連携し支援しました。
特別支援学校新卒者の進路の促進	施策の内容	特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労につながるような支援に努めます。
	現状	学校関係者と早期から情報交換等の連携をし、就労等についての支援を行いました。
障がい者の雇用促進法改正の啓発	施策の内容	雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供が義務化されるよう啓発に努めます。（平成28年施行）
	現状	障害者差別解消法の施行に合わせ、市としての「対応要領」の策定に向けた作業をすすめています。
【課題】		関係機関との連携等を図った結果、就労する障がい者も増えていますが、短期間で離職してしまう障がい者がいます。今後は、就労後の定着に向けた支援を強化していく必要があります。

② 雇用の促進

施 策	施策の内容と評価の内容	
ハローワークとの連携促進	施策の内容	障がいのある人の雇用が促進されるようハローワークと連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。
	現 状	就労部会の活動での連携及びハローワークが阿賀野市を会場として実施した「障がい者合同面接会」の開催に向けて協力をしました。
法定雇用率の周知・啓発	施策の内容	障害者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携して市内事業所に対し、障害者雇用を呼び掛けていきます。
	現 状	障がいのある人の雇用促進するため、「障がい者就労応援マップ」を作成し、ホームページに掲載し雇用の促進に努めました。
公共団体への雇用促進	施策の内容	市など公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。
	現 状	市の法定雇用率の達成に向け障害者雇用に努めました。 現在の障害者雇用率：2.56%
【課 題】	今後もハローワークとの連携を図り、障害者雇用の促進に向けた活動を続ける必要があります。また、平成30年度以降に改正される法定雇用率の達成に向け市が先頭に立って取組む必要があります。	

(4) 社会参加の促進

① 生活環境の整備

施策		施策の内容と評価の内容
公園・公共施設のバリアフリーの促進	施策の内容	公園・公共施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内看板等の設置に努めます。
	現状	公共施設の改修時にバリアフリー化に配慮するとともに、「新潟県福祉のまちづくり条例」に配慮した建物の設置の働きかけを行いました。
安全で快適な道づくり	施策の内容	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による市道のバリアフリー化に努めます。また、看板や駐輪など路上障害物もない歩道環境や障がい者駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発に努めます。
	現状	視覚障がいのある人の意向を反映した点字ブロックを1か所設置しました。
【課題】		今後も公共施設や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、「新潟県福祉のまちづくり条例」に則した建物整備の働きかけを行うなど、市全体のバリアフリー化を推進する必要があります。

② 障がい者スポーツ・余暇活動の促進

施策		施策の内容と評価の内容
スポーツ・レクリエーション活動への支援	施策の内容	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を図り、障がい者に対する市民の正しい理解の普及に努めます。
	現状	「スペシャルオリンピック」に参加する、障がいのある方が活動する競技チームに支援をしました。
障害者団体及び余暇活動への支援	施策の内容	サークル活動等の余暇活動の支援を行うとともに、障害者団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の支援に努めます。
	現状	障害者団体に対し、運営費の補助を行い余暇活動の推進に努めました。また、視覚障がいのある人が参加するサークル活動に手話奉仕員を派遣し、余暇活動の支援を行いました。
【課題】		障がいのある人がサークル活動や余暇活動に参加できるための支援体制の充実を図る必要があります。

(5) 情報提供の促進

① 障がい者施策の広報

施策		施策の内容と評価の内容
障害者週間の周知	施策の内容	「障害者週間」や「人権週間」の周知を図り、これらの期間を通じた人権教育、啓発活動を推進します。
	現状	「障害者週間」に市のホームページを利用し、障害福祉制度を掲載し、様々な制度の啓発を行いました。
【課題】		「障害者週間」や「人権週間」の周知は十分とはいえません。今後も人権教育・啓発活動を推進する必要があります。

② 市民への周知・啓発

施策		施策の内容と評価の内容
広報等による啓発活動	施策の内容	市の広報等を利用して障害に関する情報を掲載します。また、市民に対する、障がいや障がいのある人に関する市民各層への啓発に努めます。市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発に努めます。
	現状	市の広報紙及びホームページを活用し、様々な障害福祉制度の情報を掲載するとともに、市ホームページに第2次障がい者計画の掲載を行いました。
【課題】		障がいのある人は、状態やその時におかれている立場によって必要とする制度が違うことを理解し、今後も障がいのある人に配慮した方法で、より多くの制度等の情報提供に努める必要があります。

③ 消費者としての障がい者保護

施策		施策の内容と評価の内容
消費者対策の充実	施策の内容	振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報提供に努めます。
	現状	携帯電話やスマートフォン、パソコンを使用している障がいのある人を含めたすべての市民に対し、「阿賀野市安全安心メール」を活用し、振り込め詐欺等の注意を呼びかけました。
【課題】		振り込め詐欺など犯罪は巧妙化しています。今後も、被害にあわないよう、広報活動をする必要があります。

(6) 安心・安全の環境づくり

① 防犯対策の推進

施策		施策の内容と評価の内容
地域防犯体制の確立	施策の内容	地域における障がいのある人を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
	現状	障がい者を含めた弱者を犯罪から守るため、ホームページを活用し、自治会や子供会等の自主的な防犯活動の働きかけを行いました。また、自主防犯団体への助成を行いました。なお、犯罪件数は減少傾向であるものの、依然として振り込め詐欺等の特殊犯罪の被害が後をたたないため、引き続き防犯活動を強化しています。
【課題】		今後も障がい者を含めた弱者も安心して地域生活が送れるよう、防犯・防災の支援体制を継続していく必要があります。

② 防災対策の推進

施策		施策の内容と評価の内容
災害時要援護者台帳の整備と活用	施策の内容	障がい者を含む災害時要援護者台帳への登録を行うとともに、台帳を活用して、災害時などの緊急時の対応を検討します。
	現状	障がい者に対し「避難行動要支援者名簿」への登録を啓発し、登録者の増加に努めるとともに、名簿を民生委員等に提供し、緊急時・災害時の支援が迅速に実施される体制を構築しました。
【課題】		「避難行動要支援者名簿」の登録者を増加させるため、今後も啓発をすすめていく必要があります。

③ 選挙における配慮の推進

施策		施策の内容と評価の内容
選挙情報の提供	施策の内容	選挙広報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、必要な対策をとるよう努めます。
	現状	国政選挙において、点字で作成された候補者名簿を送付しました。

第3章 計画の基本的な方向性

施 策	施策の内容と評価の内容	
投票所のバリアフリー	施策の内容	障がい者の投票を支援するため、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善に努めます。
	現 状	簡易スロープを購入し、投票所のバリアフリーに努めました。
投票行動支援の促進	施策の内容	視覚障害や聴覚障害などそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、選挙制度の動向を踏まえながら対策に努めます。
	現 状	点字投票に必要な機材の用意に努めました。また、投票行為に支援が必要となる方の支援について、適切な支援の周知を図りました。
【課 題】	障がい者が持つ選挙権を行使できる環境及び支援体制を構築していく必要があります。	

第4章 施策の展開

1 情報提供の促進

(1) 啓発・広報

① 障がい者施策の広報

市の広報紙等及びホームページを活用し、障害福祉制度の周知を図っています。また、平成28年度から市ホームページの注目情報に「障害者週間」であることを掲載し周知に努めました。

市ホームページについては、読上げ機能を利用される方にとって分かりやすいように配慮するとともに、市広報紙等については、視覚障がい者向けに音声訳を実施し配布していますが、現在の情報提供の方法だけでは十分に情報を得ることができない障がい者がいます。より多くの障がい者が必要な情報が得られるよう検討を行い、障がい者やその家族に対して、わかりやすい制度やサービス内容の情報提供に努めます。

施策名	施策の内容
障害者週間の周知	「障害者週間」や「人権週間」の周知を図り、これらの期間を通じた人権教育、啓発活動を推進します。
障害福祉サービス等の情報提供	障害福祉のしおりや広報紙等、ホームページ等により、サービス等の情報提供を充実します。
障害者関係団体による啓発活動の推進	障害者関係団体による住民への啓発活動を促進します。
障害の状態に配慮した広報紙等の推進	「音声訳」など、障害の状態に応じた情報提供の方法を検討し、わかりやすい情報提供に努めます。

② 障害に対する理解促進

障がい者が地域において自立して生活を送るためには、地域住民の理解と支え合いが必要です。平成28年3月には、障がい者が緊急時に周りに支援をお願いする「ヘルプカード」を作成し、市民への周知・啓発に努めてきました。

また、広報紙等を通じ「障害者差別解消法」の周知・啓発を図り、障がい者の理解が進むよう努めました。

今後も障害及び障がい者に関する市民の理解を促進し、併せて、障がい者への配慮等について市民の協力を得るため、幅広い市民の参加による啓発・広報活動を推

進めます。

施策名	施策の内容
広報紙等による啓発活動	市の広報紙等を利用して障害に関する情報を掲載します。また、市民に対する、障がいや障がいのある人に関する市民各層への啓発に努めます。 市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発に努めます。
ヘルプカードの普及啓発と利用促進	市の広報紙等やホームページを活用してヘルプカードの普及啓発に努めます。
障害者虐待防止法の啓発	市の広報紙等やホームページを活用して障害者虐待の啓発に努めるとともに、虐待のない地域となるよう取り組みます。

③ 消費者としての障がい者保護

市において消費者相談窓口を設置し対応してきました。平成28年4月1日に、基幹相談支援センターを直営で設置し、障がい者及び家族・関係機関の相談に総合的に支援を実施しています。

今後も障がいのある人や高齢者をはじめ、市民が悪質商法などの被害にあわないように、情報提供の充実を図るとともに、相談窓口の強化に努めます。

施策名	施策の内容
消費者対策の充実	振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報提供に努めます。
消費者相談窓口の強化	障がいのある人を含むすべての市民が、消費者相談が受けられるよう、専門の相談員を配置し支援します。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
「障害者差別解消法」の内容を知っている障がい者の割合（障害福祉に関するアンケートより）	3.1%	30%以上
福祉サービスなどの情報を得ることの困っていること 「どこから情報を得ればよいかわからない」の障がい者の割合（障害福祉に関するアンケートより）	34.2%	10%未満
「ヘルプカード」の交付者数	42人	90人
「ヘルプカード」を知っている市民の割合（阿賀野市まちづくりアンケートより）	29.7%	60.0%

(2) 市民参加

① ボランティアの育成と活動の充実

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めます。

施策名	施策の内容
広報活動による啓発	市民に多彩な活動を紹介し、ボランティアへのきっかけづくりを促進するとともに、広報紙等やホームページなどの各種媒体を活用して、ボランティア活動のPR・情報提供を行います。また、企業に対して、ボランティア活動への参加や支援を働きかけます。
ボランティア学習の充実	児童・生徒の福祉体験等により、児童・生徒のボランティア活動への理解や参加を促し、活動の普及啓発に努めます。さらに、学校と地域が連携してボランティア活動を行う機会をつくるなど、ボランティア学習の場の充実を図ります。
障がい者に対応した専門的なボランティアの育成	点訳や音声訳、手話、外出等、障がい者に対する専門的ボランティアやサポーター等を育成支援していきます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
阿賀野市ボランティアセンター登録者数(人)	1,405人	1,400人
手話奉仕員等派遣利用者件数	27人	60人

2 相談支援体制の整備

(1) 生活支援

① 相談支援体制の充実

平成24年度の障害者自立支援法の改正により障害福祉サービスを利用するすべての利用者に対し、サービス等利用計画の作成が義務化されました。

これに対し、市では阿賀野市障害者総合相談支援センターを設置し、すべての利用者のサービス等利用計画を作成するとともに市内障害福祉サービス事業所の相談支援専門員の育成に努めました。その結果、現在、市内3箇所に相談支援事業所が開所しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを設置し、利用者等への適切な支援と相談支援専門員のサポートをしています。

今後も障がい者等を支援する関係機関と連携・情報の共有化を図るとともに、障害者虐待に対し、早期の対応と虐待防止に向け、関係機関と連携・連動した対応を行っていきます。また、障害福祉サービスを利用する障がい者すべてに、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するとともに、困難事例に対しては、基幹相談支援センター等関係機関が連携し、障がい者が抱える問題の解決を図り、安心して障害福祉サービスが利用できるようさらに相談支援体制の強化と相談員のスキルアップに努めます。

施策名	施策の内容
相談支援の充実	障がいのある人やご家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、障がい児から障がい者まで切れ目のない適切な対応や支援がなされるようサポートします。
障がい者支援ネットワークの構築	障がいのある方の様々な支援に関して各機関との連携を図ることにより情報の共有、効果的な支援を行うためネットワークの構築を図ります。
障害福祉サービス等の利用計画の作成支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
相談支援専門員の確保	障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる相談員の育成のための研修等の参加を促進し、確保に努めます。
相談にかかわる職員の資質の向上	障がい者（児）及び家族が抱える様々な問題に適切な支援ができるよう、相談にかかわる全ての職員の資質の向上に努めます。

② 障がい者の人権・権利擁護の推進

成年後見制度の周知は少しずつ進んでいます。障がい者の置かれている状況によっては、市長申し立てを行うなど支援してきました。しかし、現在も成年後見制度の利用が望ましい障がい者は多数います。今後も成年後見制度の積極的な活用と法人後見の推進に努め、障がい者本位の立場に立ち、障がい者の権利を守るとともに差別、偏見のない地域づくりに努めます。

施策名	施策の内容
成年後見制度の促進	知的障がいや精神障がいのある人など判断能力が不十分な人を保護するために、関係機関と連携し成年後見制度の促進を図ります。
障害者差別解消法の啓発及び推進	市の広報紙等を活用し、市民への啓発をすすめるとともに、職員等を対象として研修会を開催し、啓発及び推進を図ります。
人権を尊重するひとづくり	障がい者を含めた全ての人権が尊重されるまちづくりを目指し、人権擁護の啓発に努めます。
法人後見の推進	関係機関と連携し、成年後見制度の知識を深め、法人後見を推進します。

③ 虐待防止対策の充実

障害者虐待は、計画期間中に数件の通報があり、早期に対応を行っています。虐待のない地域づくりのためには更に啓発を進めていく必要があります。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関及び民間団体との連携協力体制を整備し、障害者虐待の防止及び早期発見に努めます。

施策名	施策の内容
虐待防止法など人権に関する啓発の推進	障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、虐待防止のための意識啓発を図ります。
障害者虐待への早期対応	虐待通報に対し、関係機関と連携し早期対応、早期解決に努めます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 32 年度)
悩み事や心配事で家族、親戚、知人等以外で相談相手が「だれもない」の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	21.8%	5%未満
相談支援事業の利用者数の拡大	512人	610人
「成年後見制度」を知っている障がい者の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	26.1%	50%以上
「市民の理解について」理解が深まったと感じている障がい者の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	22.8%	40.0%
障害者虐待の通報件数 (平成 27 年から 29 年の延べ人数)	9 件	0 件

(2) 保健・医療

① 障害の早期発見・早期治療

保健・医療等の関係機関・基幹相談支援センターとの連携を強化し、障害の予防、早期発見、早期治療に努めます。

施策名	施策の内容
障がい者等の早期発見・早期予防の体制づくり	障がい者等の早期発見・早期予防を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
児童福祉法に基づく「障害児通所」サービスの充実	心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、適応訓練等の必要な指導を行います。
保育園等における障がいのある子どもの受入体制の整備	障がいのある児童を保育園等に保護者が安心して預けられるよう受入体制を整備します。
発達相談体制の推進	発達の経過を見ながら、療育の必要性に応じて早期に支援につなげる体制を整備します。

② 精神保健福祉施策の充実

精神障害の予防、適切な精神医療の推進から精神障がい者の社会復帰の促進と社会経済活動への参加のための援助など、体系的な精神保健福祉施策の充実を図ります。

また、自立支援医療（精神）の受給者は年々増加しています。医療の継続を図るため、医療費負担の軽減を目的とした助成を行っていきます。

施策名	施策の内容
社会復帰対策の充実	精神障がい者が、できる限り地域で生活していけるようにするため、訪問系サービスの充実、ショートステイや共同生活援助（グループホーム）の各居宅生活支援を推進します。
精神障害等の早期発見・早期予防の体制づくり	精神障害等の早期発見・早期予防を図るため、関係機関等との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
精神医療にかかる医療費負担の軽減	精神医療の治療が安心して継続できるよう、医療費の負担軽減を図ります。
こころの健康づくり	こころの健康講演会を開催し、早期発見・早期予防を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
障害児通所支援サービス申請者で、事業所定員により利用できず待機している人数	0人	0人
発達相談会の実施回数	0回	年3回
精神医療にかかる医療費助成事業である「精神障害者医療費助成事業」の助成を受けている人数	413人	450人
こころの健康講演会の開催数（年間）	2回	2回

(3) 教育・育成

① 療育・幼児教育の充実

発達障がいや気になる子が増加しています。このような障がい者（児）に対する早期発見・早期支援については、障がい児については「こどものことばとこころの相談室」が中心となり、保育・教育機関と連携を図る支援体制が構築されています。

障がいのある子どもの学ぶ機会を拡充し、保育・教育の推進を図るとともに、早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、一貫した支援ができる体制の整備を図ります。

施策名	施策の内容
療育専門部会の推進	阿賀野市自立支援協議会療育部会において、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、生まれてから学校卒業までの支援を必要とする子どもたちの切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。
早期療育体制の推進	「こどものことばとこころの相談室」を中心として、早期療育のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、相談機能の強化を図ります。
保育・教育における支援体制の充実	巡回相談等による指導助言等を通して、保育園や学校等での必要な支援を行います。
地域における支援の担い手の育成	発達障がいのある子どもが、保育園や学校等で社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。
主に重症心身障がい児を支援するサービスの充実	医療行為等が必要な重症心身障がい児及び家族が、安心して生活が送れるようサービスの充実に努めます。

② 教育施策の充実

特別支援教育は、幼児期から学齢期まで長期間に及びます。障害も個々に違いがあり、その障がい児の特性にあった教育・支援が必要であり、また継続性が重要となります。障がい児や保護者が安全・安心な教育を希望する教育現場で受けられるような環境整備と支援体制が必要です。そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫して的確な支援を行います。また、総合的な支援体制の整備にあたっては、教育センターを中心とした教育、福祉、保健、医療等の関係機関との連携協力により有機的なネットワークの整備を促進します。

施策名	施策の内容
特別支援教育の推進	障がいのある幼児児童生徒の障害の状態、発達段階、特性などを理解し、合理的配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。
個別教育支援計画の作成・評価	幼児児童生徒の障がいと特性を見極め、それぞれにあった個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、評価と改善に取り組みます。
有機的ネットワークの構築	関係する機関と連携したネットワークを構築し、特別支援教育の総合的な推進と充実を行います。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
ご家族からの相談から障がい児の支援まで総合的な支援が可能な「児童発達支援センター」の設置数	0カ所	1カ所
主に重症心身障がい児が利用できる障害児通所サービス事業所数	1事業所	1事業所

3 地域生活の支援

(1) 障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスの確保については、平成26年度に策定した第4期障がい福祉計画に基づいたサービスの確保に努め、平成27年には市内初となる共同生活援助（グループホーム）を開所しました。近年、精神病院の入院患者及び障害者入所施設の入所者の地域移行が求められており、退院・退所した障がい者が地域で生活を送るために重要なものが「住まい」となります。その「住まい」となる共同生活援助（グループホーム）の整備が進んでいない状況となっています。

今後、障害福祉サービスの確保については、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」及び児童福祉法による「障害児福祉計画」において、具体的な数値目標及び見込み量を定めるとともに、サービス量の確保に努めます。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より本人の自己実現に向けた支援ができる体制を整備するとともに、介護保険と障害福祉のサービスを一つの事業所で利用が可能となる「共生型サービス」についても関係機関と調整し、サービスの充実に努めます。

施策名	施策の内容
居宅介護等の訪問系サービスの充実	障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。
短期入所の充実	障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を促進するとともに、重度障がいのある人の短期入所の利用についても支援を検討します。
日中活動の場の確保と支援	障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障がいがある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の拡充に努めます。
住まいの場の確保、居住の支援	入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援が得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、共同生活援助（グループホーム）等の「住まいの場」の充実を図ります。
共同生活援助（グループホーム）の整備促進	共同生活援助（グループホーム）の整備を図ります。

施策名	施策の内容
補装具、日常生活用具等の給付	障がいのある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。
難病患者への支援	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。
サービス事業所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。 ○今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成を支援していきます。 ○障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。
介護保険制度との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズにすすむよう関係機関で連携を図ります。 ○介護保険制度と重複して利用する方のサービスの調整について関係機関と連携を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 32 年度)
共同生活援助（グループホーム）の設置数	1 カ所	3 カ所
補装具、日常生活用具の給付者数（延べ人数）	520 人	710 人

(2) 外出・移動支援の推進

一人で外出が困難な場合のサービスとして、同行援護・行動援護・移動支援がありますが、同行援護のサービスを提供する事業所は、平成29年に開所しましたが、行動援護は市内に事業所が存在しないため、両サービスとも十分なサービスの提供がされていないのが現状です。また、移動手段として利用される福祉有償運送は、平成27年に市内に初めて事業所が開所しましたが、ニーズに答えられるには不十分な状況となっています。今後は、障がいのある方が外出のためのサービスが十分に受けられる体制を構築するため、事業所への新規参入など働きかけを行っていきます。

施策名	施策の内容
外出・移動支援の充実	屋外での移動が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対して必要な支援を行います。
サービス事業所の確保	外出時に必要とされる、同行援護・行動援護サービスの新規参入を事業所へ働きかけを行い、サービスの充実を図ります。
移動手段の確保	一人で外出が困難な障がいのある方にとって、有用な福祉有償運送の充実に努めます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
同行援護・行動援護を行う事業所の数	1カ所	2カ所
福祉有償運送を行う事業所の数	1カ所	3カ所

4 就労支援と雇用促進

(1) 雇用・就労

① 就労支援

障がい者の就労に向けて訓練を行う、就労移行支援及び就労継続支援を提供する事業所が増加しました。特に訓練期間に制限があり、集中的に就労に向けた訓練等を行う就労移行支援は、平成28年・平成29年に各1事業所増え、就労に向けたサービスの充実を図ってきました。

今後も障がい者の就労及び定着に向けて、障がい者の個々の状態に合った事業所で訓練や就労ができ、また、就職先で就労定着ができるよう、事業者に対し支援を働きかけ、一般就労及び定着につながるよう、行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労・定着支援体制を整備します。

また、特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労や状態に合った事業所での就労訓練につながるような支援に努めます。

施策名	施策の内容
関係各機関とのネットワークの推進	行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、就労支援体制を整備します。
就労再チャレンジの促進	障害を理由とする失業者の把握に努め、就労への再チャレンジへの環境にも十分配慮します。
特別支援学校新卒者の進路の促進	特別支援学校等新卒者の進路についても、学校等との調整を図り、一般就労や状態に合った事業所での就労訓練につながるような支援に努めます。
障がい者の雇用促進法改正の啓発	雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供が義務化されるよう啓発に努めます。 (平成28年施行)
職場定着の支援	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知や就労定着支援の充実に努めます。 また、職場や仕事に関する悩みなどへの相談援助、就職活動支援、就労促進のための諸制度の利用援助を行います。
障害者就労施設からの物品調達の推進	障害者調達推進法に基づき、「障害者就労施設等からの物品等調達方針」を制定し、目標額の達成に努めます。

② 雇用の促進

ハローワークや関係機関と協力して市内を会場とした面接会やセミナーを開催し障がい者の就労に向けた取り組みを推進してきました。

今後もハローワークとの連携を強化し、企業や事業主、そして市民に対し、障害者雇用に関する啓発を行います。また、企業や事業主に対して、障害者雇用の促進を働きかけ、法定雇用率の達成を図ります。

施策名	施策の内容
ハローワークとの連携促進	障がいのある人の雇用が促進されるようハローワークと連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。
法定雇用率の周知・啓発	障害者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携して市内事業所に対し、障害者雇用を呼び掛けていきます。
公共団体への雇用促進	市などの公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を促進します。
障害者雇用の促進	阿賀野市の障害者雇用の促進に向け、市（市役所）が率先して障害者雇用に努めます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成29年)	目標値 (平成32年度)
障がい者が仕事をしている割合の拡大 (障害福祉に関するアンケートより)	27.6%	30.0%以上
「障害者就労施設等からの物品等調達方針」における 達成目標額	1,000,000円	前年度より増額 させる。
市（市役所）における障害者雇用率	2.56%	2.6%以上

5 社会参加の促進

(1) 障がい者スポーツ・余暇活動の促進

「市民ひとりスポーツ」を推進する中で、障がい者においても、スポーツやレクリエーション等へ参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施策名	施策の内容
各種講座の充実	障がいのある人のニーズに合った講座や研修を開催します。
スポーツ・レクリエーション活動への支援	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援し、社会参加を図り、障がい者に対する市民の正しい理解の普及に努めます。
障害者団体及び余暇活動への支援	サークル活動参加等の余暇活動が充実するよう手話奉仕員等の派遣を行うとともに、障害者団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の支援に努めます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 32 年度)
手話奉仕員等の派遣により、余暇活動等に参加できた障がいのある人の人数（延べ人数）	7人	15人

6 安心・安全の環境づくり

(1) 生活環境

① 生活環境等の整備

福祉のまちづくりを進めていく「新潟県福祉のまちづくり条例」の施行について関係者に働きかけを進め、利用者の視点に立った連続的なバリアフリー化の環境整備に努めています。

今後も、障がいのある人の積極的な社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの視点に立った、すべての人にやさしいまちづくりを一層推進するとともに、福祉のまちづくりを進めていく「新潟県福祉のまちづくり条例」の着実な施行を推進します。

施策名	施策の内容
公園・公共施設のバリアフリーの促進	公園・公共施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置や案内看板等の設置に努めます。
安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による市道のバリアフリー化に努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や障がい者用駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発に努めます。
こころのバリアフリーの普及	障害者団体、事業者、関係機関等と協力し、障がいのある人に必要な配慮について広報・啓発を行うなど「こころのバリアフリー化」の普及に努めます。

② 防犯対策の推進

障がい者を含めた弱者を守るため、市民の自主防犯団体の活動及び団体の活性化に向け、補助金を交付し推進に努めています。今後も犯罪や事故の被害に遭うことがないように防犯対策を推進します。

施策名	施策の内容
地域防犯体制の確立	障がい者を含めた弱者を守るため、防犯思想の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
犯罪情報等の提供	阿賀野市安全安心メールを活用し、犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供に努めます。
自主防犯団体の活動の促進	障がいのある方を含むすべての地域住民を守る自主防犯団体の防犯活動を促進します。

③ 防災対策の推進

災害時の支援を希望する障がい者からの届出を受け、避難行動要支援者名簿を作成し、障がい者の同意を得て、民生委員等へ情報を提供し災害時の支援が受けられる体制を構築しています。また、基幹相談支援センターにおいても支援が必要な障がい者の情報を収集し名簿の作成を行いました。今後も障がいのある人を災害から守るため、地域の防災ネットワークの整備や情報の整備など、災害による被害を未然に防ぐための基盤づくりを進めます。

施策名	施策の内容
災害時避難行動要支援者名簿の整備と活用	障がい者を含む災害時避難行動要支援者名簿への登録を行うとともに、名簿を活用して、災害時などの緊急時の対応を検討します。
避難行動要支援者対策の推進	地域防災計画に基づく、障がい者を含む避難行動要支援者対策を推進します。

④ 選挙における配慮の推進

投票所において、車椅子で入退場を可能とする簡易スロープを随時購入・準備しています。また、視覚障がい者が点字投票するために必要な機器の準備及び投票所における配置に配慮をし、各障害に対応できる体制を整えています。

今後も障害の状態に配慮した情報提供・環境整備・投票にあたっての支援の理解を推進します。

施策名	施策の内容
選挙情報の提供	選挙広報や各種通知の作成にあたっては、障がい者の状況に配慮し、必要な対策をとるよう努めます。
投票所のバリアフリー	障がい者の投票を支援するため、投票所のバリアフリー化を行うなど投票所の改善に努めます。
投票行動支援の促進	視覚障害や聴覚障害などそれぞれの障がい者に対応した投票方法について、選挙制度の動向を踏まえながら対策に努めます。
障がい者の状況に応じた配慮・支援方法の理解の促進	障がい者の障がいの状況により、投票の際に必要な配慮や支援方法について理解がすすむよう努めます。

【評価指標】

項目	現状値 (平成 29 年)	目標値 (平成 32 年度)
自主防犯団体の延べ活動従事者数	今後取得	13,000 人

第5章 第5期障がい福祉計画

1 第4期計画の数値目標の達成状況

第4期障がい福祉計画では、平成29年度を目標年度とした数値目標を定めていました。ここでは第4期計画の実績は下記の通りです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

現時点の障がい者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成29年度末に地域生活に移行している人の数値目標を設定します。

国の基本指針

- 平成29年度末において平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。
- 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	実績	数値
平成25年度末時点での入所者数(A)	58 人	58 人	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	68 人	58 人	平成29年度末時点の利用者数
【目標値】削減見込み(A-B)	-10 人	0 人	入所者にかかる差引減少見込み数
削減率(イ=C/A×100)	-17.2 %	0.0 %	
【目標値】地域生活移行者数(D)	3 人	0 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行(ア=D/A×100)	5.2 %	0.0 %	

(2) 地域生活支援拠点の整備について

障がい者が安心して、地域で暮らすため、①相談 ②体験の機会 ③緊急の受け入れ等の確保について取組みます。

地域支援機能について、圏域での整備を進めていきます。

国の基本指針

平成29年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

項目	整備の有無	
	目標値	実績
平成29年度末時点での地域生活支援拠点	有 ・ 無	有 ・ 無

(3) 福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、平成29年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針

目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値		実績		数値
平成24年度の一般就労移行者数(A)	0	人	0	人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B)	10	人	2	人	平成29年度において施設を退所し、一般就労する者の数
目標値=B/A	-	%	-	%	

② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者（生活介護・自立訓練・就労支援）のうち、平成29年度末における就労移行支援事業を利用する人の数値目標を設定します。

国の基本指針

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値		実績		数値
平成25年度末の福祉施設利用者数(A)	13	人	13	人	平成25年度末において福祉施設を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B=A×1.6)	20	人	13	人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	153.8	%	100	%	

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

国の基本指針

平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値		実績		数値
平成29年度末の就労移行事業所の数(A)	2	箇所	3	箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数
平成29年度末の就労移行率3割以上の事業所の数(B)	2	箇所	0	箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合	100	%	0	%	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

2 第5期計画の成果目標

この計画における数値目標は、国の基本方針を踏まえて、地域の実情に応じて設定することとなっており、阿賀野市では、平成32年度を目標年度として、次のように設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

現時点の障がい者施設入所者のうち、自立訓練等を利用し、平成32年度末に地域生活に移行している人の数値目標を設定します。

国の基本指針

1. 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
2. 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		備考
平成28年度末時点での入所者数(A)	60	人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	58	人	平成32年度末時点の利用者数
【目標値】削減見込み(A-B)	2	人	入所者にかかる差引減少見込み数
削減率(イ=C/A×100)	3.3	%	
【目標値】地域生活移行者数(D)	2	人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行率(ア=D/A×100)	3.3	%	

考え方

施設入所者の地域生活への移行の基本指針に基づいて設定しました。

平成28年度末入所者数：60人 ⇒ 2%以上削減した場合の入所者数：58人

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

障がい者が安心して、地域で暮らすため、①相談 ②体験の機会 ③緊急の受け入れ等の確保について取り組みます。また、地域生活を支援するために啓発を行うとともに、ひきこもりを含め、家族支援に努めます。

国の基本指針

平成32年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の場の有無
平成32年度末時点での協議の場	有

考え方

保健師・精神保健福祉士・事業所・家族会等で構成される「阿賀野市自立支援部会退院促進部会」において協議をすすめ、医療機関等と連携し支援します。

(3) 地域生活支援拠点の整備について

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が安心して、地域で暮らすため、①相談 ②体験の機会 ③緊急の受け入れ等の確保について取り組みます。

国の基本指針

平成 32 年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点	有

考え方

緊急時の受け入れが可能な入所施設及び相談支援を有する法人を中核とした面的整備を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、平成 32 年度末までに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の基本指針

目標の設定にあたっては、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	備考
平成 28 年度の 一般就労移行者数 (A)	8 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B)	12 人	平成 32 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
目標値=B/A	150.0 %	

考え方

福祉施設から一般就労への移行の基本指針に基づいて設定しました。

平成 28 年度の一般就労への移行実績：8 人

⇒ 1.5 倍以上増加場合の移行者数：12 人

② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設利用者（生活介護・自立訓練・就労支援）のうち、平成 32 年度末における就労移行支援事業を利用する人の数値目標を設定します。

国の基本指針

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		備考
平成 28 年度末の福祉施設利用者数 (A)	13	人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B=A×1.2)	30	人	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	230.8	%	

考え方

平成 28 年度実績：13 人 市内 2 事業所（定員 12 人）実施

平成 29 年 4 月から、ゆうきの里が事業を開始（定員 6 人）していること、また、発達障がいの方は発達障害に特化した新潟市内の事業所を利用している実績及び就労移行見込量の整合性から 平成 32 年度末の利用者数を 30 人と見込みました。

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の数値目標を設定します。

国の基本指針

平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	備考
平成32年度末の就労移行事業所の数(A)	3 箇所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数
平成32年度末の就労移行率3割以上の事業所の数(B)	2 箇所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (A) / (B)	66.6 %	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

考え方

平成28年度までにおいて達成した事業所はないが、平成30年度から障害者雇用率の見直しや精神障がい者が障害者雇用の対象とすることなど改正があることから、障害者雇用が進むことを見込みました。

④ 就労定着支援利用による職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定します。

国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値		備考
平成30年度の新規利用者数(A)	5	人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値=(B/A)	4	人	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数
	80	%	
平成31年度の新規利用者数(A)	5	人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値=(B/A)	4	人	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上に渡り一般就労している(見込まれる)者の数
	80.0	%	

考え方

支給決定者は、平成28年度の新規就業者数10名、平成29年度2名と減少していますが、就労移行支援事業所が増えたこと、また、障害者雇用の改正により就労が促進すること見込み5人と設定しました。

職場定着者数については、例年離職者(精神障がい者が多い)がいることから、各年度1人の離職者を見込みました。

3 障害福祉サービス等の見込量

介護給付サービス、訓練等給付、相談支援、地域生活支援事業の各サービスについて、サービスの内容を示すとともに、計画期間における各サービスの必要な量を見込みます。障害福祉サービス等の見込みにあたっては、過去の利用実績、新規利用者の伸び、一人当たりの平均利用時間数などにに基づき見込み量を推計しました。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）の方が対象となります。

居宅介護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
時間	見込量	1,026	1,140	1,235	901	969	1,020
	実績	932	925	747	—	—	—
	計画比	90.8 %	81.1 %	60.5 %	—	—	—
人数	見込量	54	60	65	53	57	60
	実績	51	50	48	—	—	—
	計画比	94.4 %	83.3 %	73.8 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などにに基づき見込み量を推計しました。

② 重度訪問介護

障害支援区分が区分4以上の重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者、重度の知的障がい者、精神障がい者に対し、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。

重度訪問介護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	見込量	750	750	750	140	280	420
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0 %	0.0 %	0.0 %	—	—	—
人数	見込量	3	3	3	1	2	3
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0 %	0.0 %	0.0 %	—	—	—

考え方

利用者の死亡・入院により、平成28年4月から実績はありませんが、サービス利用につながる可能性がある神経難病（筋萎縮性側索硬化症など進行性の疾患）で65歳未満の方が、9人いることから、今後の対象者を見込みました。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。

同行援護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	見込量	140	175	210	210	245	280
	実績	41	46	26	—	—	—
	計画比	29.3 %	26.3 %	12.4 %	—	—	—
人数	見込量	4	5	6	6	7	8
	実績	3	4	3	—	—	—
	計画比	75.0 %	80.0 %	50.0 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ増加を見込み、時間については、8月1日から市内に事業所が新たに開所したことから増加することを見込み1人35時間とし、推計しました。

④ 行動援護

知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する者で、障害支援区分が3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目が10点以上の常時介護を要する人に、介助や外出時の移動の支援などを行います。

行動援護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	見込量	120	160	200	132	198	264
	実績	39	27	11	—	—	—
	計画比	32.5 %	16.9 %	5.5 %	—	—	—
人数	見込量	6	8	10	6	9	12
	実績	6	3	2	—	—	—
	計画比	100.0 %	37.5 %	20.0 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ、毎年3人の増加を見込み、利用時間については、支給決定時間の平均22時間とし、推計しました。

⑤ 重度障害者等包括支援

障害支援区分が区分6以上の常時介護を要する重度の障がい者で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

重度障害者等包括支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	—	—	—	—	—	—

考え方

市内および近隣市町村にサービス提供可能な事業所がないことから、今計画中の利用はできないと見込みました。

訪問系サービスの合計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス 合計	1,383 時間	1,692 時間	1,984 時間
	66 人分	75 人分	83 人分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害支援区分が区分3（50歳以上は区分2、施設入所の場合は区分4）以上で、常時介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	3,204	3,294	3,384	2,440	2,640	2,840
	実績	1,854	1,832	1808	—	—	—
	計画比	57.9 %	55.6 %	53.4 %	—	—	—
人数	見込量	178	183	188	122	132	142
	実績	110	108	104	—	—	—
	計画比	61.8 %	59.0 %	55.3 %	—	—	—

※「人日」とは、「月間利用人員」に「一人あたりの月平均利用日数」を乗じて得られた数値です。たとえば、5人の利用者が月平均20日サービスの提供を受けた場合には、「100人日」となります。

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、事業所の事業予定（定員増）、アンケート調査の利用意向を踏まえ、増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などに基つき見込み量を推計しました。

② 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能向上のため一定期間必要な訓練を行います。

自立訓練（機能訓練）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	20	20	20	30	30	30
	実績	8	0	20	—	—	—
	計画比	40.0 %	0.0 %	100.0 %	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績	1	0	2	—	—	—
	計画比	100.0 %	0.0 %	200.0 %	—	—	—

考え方

利用期間に制限があり、市内事業所でサービスを展開する予定がないため、利用者数の大きな変動はないと考え推計しました。

③ 自立訓練（生活訓練・日中）

地域生活を営む上で必要な生活能力向上のため一定期間必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練・日中）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	152	152	152	140	140	140
	実績	76	88	116	—	—	—
	計画比	50.0%	57.9%	76.3%	—	—	—
人数	見込量	8	8	8	7	7	7
	実績	4	5	6	—	—	—
	計画比	50.0%	62.5%	75.0%	—	—	—

考え方

利用期間に制限があり、市内事業所でサービスを展開する予定がないため、利用者数の大きな変動はないと考えますが、1名の新規希望者がいることを踏まえ推計しました。

④ 自立訓練（生活訓練・夜間）

地域生活を営む上で必要な生活能力向上のため一定期間必要な訓練を行います。

自立訓練（生活訓練・夜間）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	22	44	44	90	90	90
	実績	22	50	50	—	—	—
	計画比	100.0%	113.6%	113.6%	—	—	—
人数	見込量	1	2	2	3	3	3
	実績	1	2	2	—	—	—
	計画比	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、精神病院からの地域移行者を踏まえ増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などに基づき見込み量を推計しました。

⑤ 就労移行支援

一般就労を希望する方に、一定期間（2年間）における知識や能力を養い、適性にあった職場に就労、定着を図るために訓練を行います。

就労移行支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	418	440	440	440	550	660
	実績	187	281	253	—	—	—
	計画比	44.7%	63.9 %	57.5 %	—	—	—
人数	見込量	19	20	20	20	25	30
	実績	10	14	13	—	—	—
	計画比	52.6 %	70.0 %	65.0 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、平成29年に事業所が増加したことによる新規利用者の伸び、アンケート調査による利用意向を踏まえ、増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などにに基づき見込み量を推計しました。

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所で働くことが困難な方に、雇用に基づく就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった方は就労に向けての支援を行います。

就労継続支援（A）型

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	120	160	200	220	264	330
	実績	148	147	159	—	—	—
	計画比	123.3 %	91.9 %	79.5 %	—	—	—
人数	見込量	6	8	10	10	12	15
	実績	7	7	8	—	—	—
	計画比	116.7 %	87.5 %	80.0 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ、増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などにに基づき見込み量を推計しました。

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所で働くことが困難な方に、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行います。これらを通じて、知識、能力が高まった方は就労に向けての支援を行います。

就労継続支援（B型）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	2,660	2,850	2,945	2,826	3,006	3,186
	実績	2,356	2,509	2,567	—	—	—
	計画比	88.6 %	88.0 %	87.2 %	—	—	—
人数	見込量	140	150	155	157	167	177
	実績	138	143	149	—	—	—
	計画比	98.6 %	95.3 %	96.1 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ、増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などにに基づき見込み量を推計しました。

⑧ 就労定着支援（新規）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

就労定着支援

		第5期見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	5	5	5
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

考え方

地域の企業の雇用実態から、就労移行支援等を利用して就労した人数を毎年5人と見込みました。

⑨ 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重度の障がいを持つ方で、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を提供します。

療養介護

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	11	11	11	9	9	9
	実績	10	9	9	—	—	—
	計画比	90.9 %	81.8 %	81.8 %	—	—	—

考え方

対象者が限られているため利用者は増えないと考え現状値としました。

⑩ 短期入所（福祉型）

自宅で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できるサービスを提供します。障害支援区分が区分1以上の方が対象となります。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所において実施する「医療型」に分類されます)

短期入所（福祉型）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	119	154	189	350	400	450
	実績	133	132	171	—	—	—
	計画比	111.8 %	85.7 %	90.5 %	—	—	—
人数	見込量	17	22	27	35	40	45
	実績	18	19	24	—	—	—
	計画比	105.9%	86.4 %	88.9 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規事業所の開所による新規利用者の伸び、アンケート調査の利用意向を踏まえ、増加を見込み、一人当たりの平均利用時間数などに基づき見込み量を推計しました。

⑪ 短期入所（医療型）

短期的に施設へ入所し、医学管理の下で日常生活の介護や機能訓練などを受けることのできるサービスです。

※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所において実施する「医療型」に分類されます）

短期入所（医療型）

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込み量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人 日	見込み量	112	112	140	50	50	50
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0	0.0	0.0	—	—	—
人 数	見込み量	8	8	10	5	5	5
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0	0.0	0.0	—	—	—

考え方

平成 29 年度の支給決定者実績、新規利用者の伸び、一人当たりの平均利用時間数などに基づき見込み量を推計しました。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助（新規）

就労等の日中活動を利用している者であって、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。

自立生活援助

		第5期見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	2	2	2
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

考え方

平成29年度末の実績、事業の新設にともなう新規利用者の増加、地域移行者数を含んだ数値を設定しました。

② 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している者であって、地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を提供します。

共同生活援助

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	22	28	28	25	29	33
	実績	21	20	20	—	—	—
	計画比	95.5 %	71.4 %	71.4 %	—	—	—

考え方

平成29年度末の実績、事業の新設にともなう新規利用者の増加、地域移行者数を含んだ数値を設定しました。

③ 施設入所支援

障害支援区分が区分4以上（50歳以上は区分3）であって、生活介護を受けている者、もしくは、自立訓練や就労移行支援を受けていて、通所が困難な者に対し、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

施設入所支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	65	68	68	59	58	58
	実績	60	58	58	—	—	—
	計画比	92.3 %	85.3 %	85.3 %	—	—	—

考え方

平成29年度の利用実績、共同生活援助（グループホーム）で対応可能な入所者数、地域での生活を希望する入所者数、入所待機者数から推計しました。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類・内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等の内容を反映したサービス等利用計画を作成します。

また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更を行います。

計画相談支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	320	330	340	335	340	345
	実績	317	318	331	—	—	—
	計画比	99.1 %	96.4 %	97.4%	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規利用者の伸びなどに基づき見込み量を推計しました。

② 地域移行支援

障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神病院等に入院している精神障がい者について、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を提供します。

地域移行支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	2	2	2	1	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0 %	0.0%	0.0%	—	—	—

考え方

平成29年7月時点での支給決定者数は、1名でした。福祉施設の入所者と入院中の方の新規利用を見込みました。

③ 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者について、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

地域定着支援

		第4期実績（平成29年度は見込み）			第5期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人数	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	0	1	1	—	—	—
	計画比	0.0 %	50.0 %	50.0	—	—	—

考え方

平成 29 年度の利用実績と、福祉施設の入所者と入院中の方の新規利用を見込みました。

(5) 障害福祉サービス等見込量確保のための方策

① 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護）のうち、特に行動援護・同行援護の見込み量確保にあたっては、市内のサービス提供事業所が限られているため、近隣市にあるサービス提供事業所との協力体制を充実させ見込み量の確保に努めます。また、市内サービス提供事業所に対し情報提供を行い、参入を促進します。

また、重度訪問介護サービスについては、医療、介護保険サービスとの連携が必要なことから、関係機関との連携を密にし、見込み量の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着、短期入所、療養介護）の見込み量確保にあたっては、現行の事業者等と連携を図り、継続的な事業の実施により見込量の確保に努めます。

また、就労支援においては、市内就労系事業所は移行支援及びB型は現行で十分対応できている状況にありますが、A型が全く無いため近隣市町村と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

③ 就労定着支援（新規）

新たに創設された「就労定着支援」サービスについては、就労移行支援等から就労した障がい者に対しては、現在も事業所が定期的に職場に訪問するなどの支援を行っているため、平成30年からは、就労移行支援事業所が就労定着支援を実施するものと考えられることから、事業の参入を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

④ 居住系サービス

居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）のうち、共同生活援助（グループホーム）については、今後の利用希望者等を十分把握し、地域の理解を十分に深めながら、積極的に事業者の参入を促します。

また、施設入所支援については、事業者等と連携を図り見込み量の確保に努めます。

⑤ 相談支援

計画相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）の見込み量確保にあたっては、相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、相談支援専門員の養成や確保を事業者へ働きかけ、相談支援体制の充実を図り、見込み量の確保に努めます。

⑥ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある人の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人やその家族の緊急事態への対応が可能な、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制整備を検討していきます。

⑦ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して継続的に自分らしい暮らしをするため、保健師・精神保健福祉士・事業所・家族等で構成する「阿賀野市自立支援協議会退院促進部会」で協議するとともに、医療機関と連携し、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

4 地域生活支援事業サービスの見込量

(1) 地域生活支援事業サービスの見込量

「地域生活支援事業」は、障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施する事業です。地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、効率的・効果的な取り組みを行います。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を充実し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業見込量	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター見込量	設置の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業見込量	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業見込量	実施の有無	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者であって、家族や親族等からの申し立てが困難な人に対し、市長申し立てにより成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援見込量	利用者数	2	2	2

考え方

例年の実績から今後も同様の実績を見込みました。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図っていきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣をする事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・ 要約筆記派遣事業	実利用見込人数	20	25	25
	派遣見込延べ人数	50	60	60
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	0	0	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具見込量	給付件数	7	7	7
自立生活支援用具見込量	給付件数	5	5	5
在宅療養等支援用具見込量	給付件数	10	10	10
情報・意思疎通支援用具見込量	給付件数	40	40	40
排泄管理支援用具見込量	給付件数	920	930	940
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)見込量	給付件数	5	5	5

考え方

平成26年以降の利用実績を参考に見込みました。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙（単語と意味）及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにしていきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習終了 見込者 (登録見込者)数	0	1	2

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、円滑に外出できるよう、移動を支援する事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業見込量	利用者数	38	40	42
	延べ利用時間	1,950	2,000	2,100

考え方

平成26年度以降の利用実績から、過去の実績を考慮し見込みました。障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、今後も利用が増加することが見込まれることから、圏域の連絡調整会議などを通じ事業者の確保に努めていきます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター見込量 (自市町村分)	箇所数	0	1	2
	利用者数	0	10	20

考え方

基礎的事業実施事業所の機能強化事業実施を見込みました。

⑪ その他の事業

㊦ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。障がい者等の放課後支援的な形態のほか、宿泊を伴わない短期入所型として実施される事業です

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業見込量	利用者数	30	35	35
	延べ 利用回数	3,600	4,200	4,200

考え方

平成29年度の利用実績から見込み量を定めました。

④ 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、適切な入浴の介助を行うことにより、当該身体障がい者の生活の質の確保と介護に当たる家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、在宅の身体障がい者の福祉向上を図ります。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	2	3

考え方

平成29年度実績から見込み量を定めました。

⑤ 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練費は、就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している者で、一定の条件を満たす場合、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。施設入所者就職支度金給付事業は、就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業等を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業見込量	利用者数	2	2	2

考え方

第4期計画の見込量を踏襲しました。

⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得事業 見込量	利用者数	2	2	2

考え方

平成29年度の利用実績から見込み量を定めました。

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車改造助成事業見込量	利用者数	4	4	4

考え方

平成29年度の利用実績から見込み量を定めました。

(2) 各事業の見込量確保のための方策

地域生活支援事業の見込量確保にあたっては、障がいのある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、今後も利用が増加することが見込まれることから、阿賀野市障害者自立支援協議会各部会・連絡調整会議などで検討しながら、各事業者へ情報提供をしながら、事業者の確保に努めていきます。

第6章 第1期障がい児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児支援の提供体制

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実により、重層的な地域支援体制の構築を目指します。

基本指針：平成32年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1ヶ所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1ヶ所以上

項目	数値	考え方
児童発達センターの設置	1 箇所	各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置する。機能的に「こどものことばとこころの相談室」に調理室を設置することでセンターとしての位置づけが可能
保育所等訪問支援の提供体制	1 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。「こどものことばとこころの相談室」が実施中
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	1 箇所	各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保する。児童発達支援は「かがやき園」が実施中

(2) 医療ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

基本指針：平成 30 年度末までに、各市町村に保護、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項 目	協議の場の有無
平成 30 年度末時点での協議の場	有 ・ 無
考え方（想定される体制等）	
参集者：市（基幹相談支援センター・保健師）、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校 等 実施内容：医療的ケア児の地域支援に関する協議を行う （市自立支援協議会療育部会を活用する。）	

2 障害児通所支援等（児童福祉法）の見込量

（1）障害児通所支援等の見込量

障がいのあるお子さんを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援等についても、障がい児福祉計画に数値を定め、当該計画に沿った取り組みを進めます。

① 児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童発達支援

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	850	850	850	600	660	720
	実績	248	262	239	—	—	—
	計画比	29.2 %	30.8 %	28.1 %	—	—	—
人数	見込量	85	85	85	100	110	120
	実績	81	73	72	—	—	—
	計画比	95.3 %	85.9 %	84.7 %	—	—	—
児童発達支援センター（箇所）					0	0	1

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規事業所の開所による新規利用者の伸び、1人あたりの平均利用日数などにに基づき見込み量を推計しました。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。

医療型児童発達支援

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	10	10	10	0	0	5
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0 %	0.0 %	0.0%	—	—	—
人数	見込量	1	1	1	0	0	1
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0.0 %	0.0 %	0.0%	—	—	—
児童発達支援センター（箇所）					0	0	1

考え方

現時点での対象児はいないが、今後の対象者を見込みました。

③ 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

放課後等デイサービス

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	1,350	1,425	1,425	1,300	1,400	1,500
	実績	344	456	539	—	—	—
	計画比	25.5 %	32.0 %	37.8 %	—	—	—
人数	見込量	90	95	95	130	140	150
	実績	90	102	107	—	—	—
	計画比	100.0 %	107.4 %	112.6 %	—	—	—

考え方

平成27年から29年度の利用実績、新規事業所の開所による新規利用者の伸び、1人あたりの平均利用日数などに基づき見込み量を推計しました。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。

保育所等訪問支援

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	12	12	12	10	10	15
	実績	3	8	5	—	—	—
	計画比	25.0 %	66.7 %	41.7 %	—	—	—
人数	見込量	6	6	6	2	2	3
	実績	1	2	2	—	—	—
	計画比	16.7 %	33.3 %	33.3 %	—	—	—

考え方

今後も同様並みに推移すると見込みました。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援（新規）

重度の障害等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

		第1期見込量		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日	見込量	0	0	5
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—
人数	見込量	0	0	1
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

考え方

H30年度からの新規事業。重度心身障がい児に対し、自宅に訪問し発達訓練を実施するサービス。現在、乳児で重度心身障がい児が把握されていないことから、H30～31年0人、H32年1人5日（週1日）を見込みました。

⑥ 障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

障害児相談支援

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	200	200	200	200	200	200
	実績	196	152	181	—	—	—
	計画比	98.0 %	76.0 %	90.5%	—	—	—

考え方

H29年度の利用実績、訓練終了児、新規利用者の伸びから同様に推移すると見込みました。

⑦ 障害児入所施設（福祉型）

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービスです。

障害児入所施設（福祉型）

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0%	0%	0%	—	—	—

考え方

対象者なしと見込みました。

⑧ 障害児入所施設（医療型）

医療的ケアを必要とする児童に対する障害児入所支援及び治療を行うサービスです。

障害児入所施設（医療型）

		第4期実績（平成29年度は見込）			第1期見込量		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
	計画比	0%	0%	0%	—	—	—

考え方

対象者なしと見込みました。

⑨ 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

		第1期見込量		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人数	見込量	0	0	1
	実績	—	—	—
	計画比	—	—	—

考え方

保健師・基幹相談支援センターがコーディネーターとなり役割分担し実施していきます。

(2) 障害児通所支援等の見込量確保のための方策

① 障害児通所支援

児童福祉法における障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の見込量確保にあたっては、現行の事業者等と連携を図り、継続的な事業の実施により見込量の確保に努めます。

② 居宅訪問型児童発達支援（新規事業）

平成30年度からの新規事業で、重度心身障がい児に対し、自宅に訪問し発達訓練を実施するサービスです。児童発達支援等を実施している事業者等に対し、事業所の開設を働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。

③ 児童発達支援センターの設置

国の基本方針に沿い障害児支援の中核的な拠点となるよう、発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターを平成32年度末までに1ヵ所設置することをめざします。

④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置

人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児童に対して、病院退院後は、関係機関との連携のもと、障害福祉サービスに加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

そのため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場について、自立支援部会とぎれない支援部会（療育部会）を活用し設置を検討します。

第7章 計画実現のために

1 圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

自立支援協議会の開催により、ライフステージに応じた福祉・保健医療・療育・就学・就労等の各種サービスを総合的に調整及び推進を行っていくことを基本とし、地域で解決できない問題については、圏域内各市町における連絡及び情報の共有体制を活用し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めていきます。

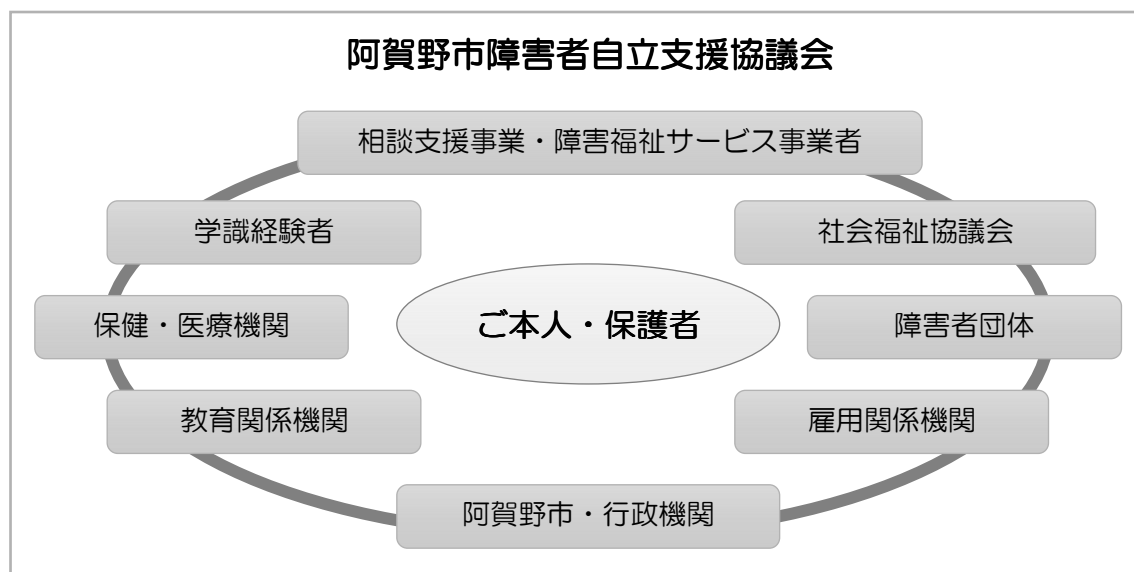
阿賀野市の圏域は「新潟圏域」に属しており、医療圏域並びに就労については「下越圏域」に属していますが、「新潟圏域」を基本としつつ、それぞれのサービスについての広域的な連携を図り、関係機関との連絡調整を行っていきます。

※ 圏域とは

正式には「障害保健福祉圏域」という。各都道府県が、市町村だけでは対応が困難なサービスを整備するため、二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、当該都道府県内のすべての地域について、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）及び精神障がい者に共通するものとして設定する圏域をいう。新潟県では、保健・医療施策との連携を図る必要があるため、新潟県保健医療計画に基づく「二次保健医療圏」と同一区域の7圏域に設定され、阿賀野市は、五泉市、阿賀町の2市1町で構成されています。

2 計画の評価体制

計画の各段階において、施策の進捗状況を確認し、指針に基づいた施策となるように、自立支援協議会等において、実効性の確認及び評価・検討を行います。また、計画の推進にあたっては、県及び圏域との広域的な連携を図ります。



なお、引き続き、自立支援協議会の充実を図るため、今後各部会において、個別のケース検討から出てくる課題を踏まえた活動をすすめていきます。

また、今後の計画推進にあたっては、引き続きPDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを活用し、定期的に調査・分析及び評価を行います。達成状況については、阿賀野市障害者自立支援協議会において、点検・評価を行い、必要時には計画の見直し等を行っていきます。

